

平成28年決算審査特別委員会会議録（第2日目）

平成28年10月31日（月曜日）

午前10時00分開議

午後 4時13分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

内容説明

平成27年度各会計決算

質疑

平成27年度一般会計歳入

平成27年度一般会計歳出（1 議会費～3 民生費）

閉議宣告

出席委員（17名）

委員長	十河剛志君	副委員長	大西陽君
委員	井上久嗣君	委員	岡崎治夫君
委員	粥川章君	委員	喜多武彦君
委員	国忠崇史君	委員	斉藤昇君
委員	谷守君	委員	谷口隆徳君
委員	丹正臣君	委員	出合孝司君
委員	遠山昭二君	委員	松ヶ平哲幸君
委員	村上緑一君	委員	山居忠彰君
委員	渡辺英次君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
市立病院 副院長	三好信之君	総務部長	中峰寿彰君
市民部長	法邑和浩君	保健福祉部長	田中寿幸君
経済部長	井出俊博君	建設水道部長	沼田浩光君

朝日総合支所長	藤 森 裕 悦 君	市立病院 事務局長	加 藤 浩 美 君
総務部次長兼 新庁舎準備室長 兼 財 政 課 長	中 舘 佳 嗣 君	総務部総合企画 室 長	東 川 晃 宏 君
市民部次長兼 環境生活課長	千 葉 靖 紀 君	保健福祉部次長 兼こども・子育て て 応 援 室 長	佐々木 幸 美 君
健 康 長 寿 推 進 室 長 兼 介 護 保 険 課 長	米 谷 祐 子 君	経 済 部 次 長 兼 国 営 農 地 再 編 推 進 室 長 兼 農 業 振 興 課 長	藪 中 晃 宏 君
建設水道部技監 兼土木管理課長	工 藤 博 文 君	朝日総合支所次長 兼地域住民課長 (併)生涯学習部 次 長	長 南 広 基 君
税 務 課 長	古 川 敬 君	市 民 課 長	佐 藤 義 弘 君
福 祉 課 長	川 原 広 幸 君	子育て支援課長	藪 中 洋 行 君
保育推進課長	石 川 一 恵 君	商工労働観光 課 長	徳 竹 貴 之 君
畜産林務課長兼 バイオマス資源 堆肥化施設長	鶴 岡 明 浩 君	建 築 課 長	佐々木 誠 君
財 政 課 参 事	丸 徹 也 君	環境生活課参事	大 留 義 幸 君
保育推進課参事	石 川 美由紀 君	企 画 課 主 幹	大 橋 雅 民 君
市民課主幹	阿 部 淳 君	子育て支援課 主 幹	青 木 秀 敏 君
介護保険課主幹	滝 上 聡 典 君	建 築 課 主 幹	峯 垣 智 剛 君
企画課主査	久 光 徹 君	財 政 課 主 査	檜 木 孝 士 君
市民課主査	御代田 知 香 君	市 民 課 主 査	伊 藤 昌 彦 君
環境生活課主査	佐 野 貴 敬 君	税 務 課 主 査	佐久間 貴 之 君
税 務 課 主 査	高 橋 将 人 君	税 務 課 主 査	木 島 啓 君
福 祉 課 主 査	大 懸 保 司 君	介 護 保 険 課 主 査	森 川 拓 也 君

商工労働観光課主査 小林 真二 君 建築課主査 畑山 司 君

教育委員会 安川 登志男 君 教育委員会 村上 正俊 君
教 育 長 生涯学習部長

生涯学習部次長 鴻野 弘志 君 合宿の里
兼学校教育課長 推進室長兼 加納 修 君
スポーツ課長兼
総合体育館長兼
青少年会館長

生涯学習部次長 水田 一彦 君 生涯学習部次長
兼図書館長 兼地域教育課長 漢 幸雄 君
兼生涯学習情報
センター所長 兼朝日公民館長
兼あさひサンラ
イズホール館長

スポーツ課主幹 坂本 英樹 君 スポーツ課主査 佐藤 寛之 君

農業委員会会長 松川 英一 君 農業委員会 金 章 君
農 務 局 長

監査委員 吉田 博行 君 監査委員 竹内 雅彦 君
農 務 局 長

事務局出席者

議会事務局長 浅利 知充 君 議会事務局 岡崎 浩章 君
総務課長

議会事務局 前畑 美香 君 議会事務局 粕谷 幸広 君
総務課主査 総務課主任主事

(午前10時00分開議)

○委員長(十河剛志君) おはようございます。

ただいまの出席委員は全員であります。

これより本日の委員会を開きます。

○委員長(十河剛志君) 本日の会議録署名委員は、第1日目に指名のとおりであります。

○委員長(十河剛志君) 最初に、本特別委員会の運営について申し上げます。

当委員会に付託されました事件は、認定第1号 平成27年度士別市一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号 平成27年度士別市病院事業会計決算認定についてまでの9案件であります。この付託案件の質疑から採択までを本日から11月2日までの3日間とし、お手元に配付してあります審査日程のとおり行いますので、よろしく願いいたします。

ここで、付託案件の審査方法についてお諮りいたします。平成27年度の決算審査については、初めに各会計の決算の概要について担当部長から内容の説明を聴取し、その後、各会計について質疑を行い、平成27年度決算全般についての質疑が終了後、採決を行うという方法にいたしたいと思っております。

なお、質疑については、あらかじめ通告書を提出していただいておりますので、通告に従い、一般会計については歳入を一括して質疑し、次に歳出を款、項ごとに質疑する方法といたしたいと思っております。また、特別会計については6会計を一括、企業会計については水道事業会計、病院事業会計を一括して質疑する方法にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(十河剛志君) 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

初めに、平成27年度各会計の決算内容について説明を求めます。中峰総務部長。

○総務部長(中峰寿彰君) おはようございます。

平成27年度の決算状況の説明に当たりまして、さきの第3回定例会でも市長、副市長から御報告しているところですが、初めに、一般会計総額の概要と各種健全化判断比率について説明いたします。

27年度の一般会計については、歳入総額189億7,365万6,000円、歳出総額185億5,527万3,000円、収支を差し引いた形式収支は4億1,838万3,000円となり、28年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は3億3,782万8,000円の黒字となりました。この結果、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれも算定を要しないものとなりました。また、実質公債費比率については、前年度から0.8ポイント減の14.2%となり、将来負担比率については、前年度に比べて2.5ポイント減の136.6%となりました。

次に、総務部が所管する主な決算の概要について、初めに、第2款総務費から主な内容を説

明いたします。

まず、新規の施策や事業として、国の地方創生の考え方にに基づき、産官学金労言の代表者で構成する総合戦略会議の設置のもとに、人口ビジョン及び士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。農業未来都市と合宿の聖地創造に向けて6次産業化セミナーやPRイベントの開催、スポーツ合宿センターのW i - F i 化やバリアフリー客室の整備、朝日山村研修センターのエアコン設置など、交付金の有効活用のもとに各事業を実施したところです。市役所本庁舎の整備に向けては、庁内の検討組織を立ち上げるとともに、20名の各界各層代表者による検討市民委員会を設置し基本計画を策定しました。

次に、国が求める公共施設等総合管理計画への対応も含め、本市の公共施設マネジメント計画の策定に向けては、各種公共施設等の現況分析を実施したところです。誘致企業との連携事業にも積極的に取り組んだところであり、トヨタ自動車との連携では、トヨタ工業学園の合宿研修の受け入れや士別試験場を会場とした健康イベントなどに取り組みました。

また、北海道日本ハムファイターズとの連携では、市町村応援大使の協力も得て、学校訪問やトークショーなどの取り組みを行ったところです。27年度は合併10周年の節目の年であったことから、7つの記念事業も実施したところであり、畠山みどりさんのリサイタルや健康ウォーキングなどのほか、天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクトの一環として、翔雲高校との連携のもと、天サイダーの開発などを進めました。24年度から着手してきた新士別市史の続編については、合併までの旧士別市の歩みをまとめた士別市史第三集を写真集、写真でつづる士別の歩みとともに発刊しました。これらのほか、東京士別ゆかりの会交流事業、ふるさと訪問ツアーの受け入れやマイナンバー制度の導入に伴うシステム整備なども新規事業として実施したところです。

継続事業としては、男女共同参画社会実現に向けた取り組みを初め、市民の声広聴事業などによる意見聴取、広報しべつやホームページなどによる情報発信と共有化にも努めてきました。なお、ホームページについては、本年3月にリニューアルし運用しているところです。

また、協働のまちづくり推進事業や人材育成・交流推進事業による市民の主体的活動への支援、新エネルギー導入促進事業による助成、あるいは地域公共交通活性化協議会との連携による地域公共交通の維持、確保にも努めてきたところです。

交流事業関係では、ゴールバーン・マルワリー市からの高校生短期留学研修の受け入れを初め、みよし市との各種交流、ふるさと会やゆかりの会との交流、ふるさと大使との意見交換会などを実施しました。

また、川内村との関係では、サフォークジムの出張開催など新たな取り組みも含め、復興を応援する事業を継続して進めてきたところです。

本市の財政状況を幅広い年代に理解してもらうため、中学生を対象とするわかりやすい予算書の発行や今後のまちづくりの担い手となる若い年代や女性の人材育成を目指す士別まちづくり塾を継続開催しました。

なお、27年度は5年の一度の国勢調査が行われ、本市においても滞りなく調査を完了し、過日、人口の確報値が公表されたところですが、本市人口は1万9,914人となり、前回調査から1,873人の減となったところです。

次に、第9款消防費のうち防災にかかわる事業については、移動系防災行政無線のデジタル化事業を実施したほか、防災用資機材や避難所用備品、備蓄品として、段ボールベッドやマット、ポータブル石油ストーブ、備蓄食などを購入しました。

以上が総務部の所管事業の概要であります。

○委員長（十河剛志君） 法邑市民部長。

○市民部長（法邑和浩君） 私から、市民部所管に係る決算概要について申し上げます。

まず、歳入のうち市税についてであります。

市税総額は22億9,478万9,000円となり、前年度比7,374万1,000円の減でした。主な要因としては、法人市民税で景気や税率引き下げの影響により2,113万7,000円の減、固定資産税、都市計画税で評価替えなどにより4,223万8,000円の減などとなっています。また、収納率は現年分99.61%、滞納繰越分2.54%、総計96.45%となったところです。今後も公平・公正な課税とともに自主財源確保に努めてまいります。

次に、歳出について申し上げます。

まず、第2款総務費ですが、主な事業としては、平成28年1月からのマイナンバー制度導入に向けてシステムの整備、改修とともに、情報セキュリティの向上を図る一方、制度について広報に掲載するほか、市民説明会を開催し周知を行い、27年度中には申請者のうち、マイナンバーカードを745通交付しました。また、自治会活動の活性化推進を図るため、活動費及び防犯街灯のLED化など新設維持費の一部を助成したほか、安全で安心して生活できるまちづくりを進め、快適な地域社会実現のため、防犯協会等、各種団体に補助を行うとともに、通学路の防犯灯の少ない箇所にLED防犯灯を設置し、安全向上を図りました。

第3款民生費では、市内各地域に交通安全指導員を配置するとともに、特に交通量の多い通学路に登下校専任指導員を配置し、交通安全運動を推進しました。

また、乳幼児等の保健向上と子育て家庭の経済的負担軽減を図るため、ゼロ歳児から就学前の入院・通院と小学生の入院について医療助成をするとともに、市単独事業として、小学生以下の医療費無料化並びに中学生の入院医療費を助成しました。

第4款衛生費では、容器包装再商品化及び紙類分別収集の委託を実施したほか、消費者協会や事業所などと連携し、マイバッグ、ノーレジ袋運動を推進するとともに、ごみ減量化懇談会や環境フォーラムを開催し、ごみ減量化と再生利用を目指しました。

環境センター建設事業では、一般廃棄物最終処分場及びマテリアルリサイクルセンターの本体工事に着手し、貯留構造物建設、鉄筋工プラント据えつけなどを行い、29年4月の供用開始に向け事業を進めたところです。

次に、国民健康保険事業特別会計についてです。保険事業では、被保険者への療養給付を行

うとともに、特定健診、保健指導の実施やがん検診、人間ドックの受診料助成により負担軽減を図り、疾病の早期発見や健康増進に努めました。

国保財政としては、26年度から段階的に税率改定を行い、3年間で健全化を図っているところですが、27年度決算では、国庫支出金の増額などにより、見込みより収支が改善し、一般会計からの繰り入れを行うことなく、約1,643万円の黒字になり、全額を国保支払準備基金に編入した次第です。

以上、市民部所管事業の主な概要であります。

○委員長（十河剛志君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君） 私から、保健福祉部が所管する主な決算の概要について申し上げます。

まず、平成27年度は、第3期地域福祉計画を初め、第4期障がい福祉計画、子ども・子育て支援子育て事業計画、第6期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、健康長寿推進計画及び第2次食育推進計画など、計6本の保健福祉関連計画を施行し、これら計画の着実な推進に努めたところです。

そこで、第3款民生費におきましては、新規の施策や事業として、高齢者が生き生きとして介護予防や交流活動を行う場を創出するなど、健康長寿日本一を目指す拠点施設として、福祉団体や子育てに関する団体、ボランティア団体などからなる市民会議の設置のもとに検討を進めてきましたいきいき健康センターの建設工事に着手いたしました。

また、老朽化が進んでいた障害者団体の拠点施設であるふれあいセンターを、寄附を受けた旧鍋島医院に移転することとし、利用者の特性に応じた改修を行いました。

また、これまで市福祉課が担当していた土別地区保護司会の事務局を保護司会独自の運営とするため、土別サポートセンター内に事務局を移転するための改修工事を行ったところです。

次に、平成27年4月1日に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が抱える多様な問題に対して総合的に対応するため、生活困窮者自立相談員1名を配置し、自立や就労に向けた支援を実施いたしました。

このほか、重度の障害のある方にハイヤーの基本料金を助成する心身障害者ハイヤー料金等助成事業の対象者に、腎臓機能障害1級を追加するとともに、特別障害者手当や障害児福祉手当の認定を受けている方には、ハイヤー運賃のかわりに自家用車の燃料費の助成を選べることにしたところです。

一方、継続事業といたしましては、障害者に対する事業として、障害のある方が地域において自立した生活を送ることができるよう各種サービスの提供を行うとともに、手話通訳者や要約筆記者の派遣事業を実施したほか、社会福祉協議会との連携のもと、福祉ボランティア育成事業やふれあい広場を開催するなど、地域福祉の推進に努めてまいりました。

子育て支援については、子ども・子育て支援新制度に新たに移行した幼稚園に対する財政支援を行うとともに、子どもの権利条例の周知を図るため、講演会や権利フェスタを開催したほ

か、家庭児童相談員を2名配置し、家庭や子供にかかわる相談に対する迅速かつ適切な支援を行うなど、子育て日本一を目指した各種施策に取り組みました。

高齢者に対する事業につきましては、在宅の要支援、要介護者への安定した介護サービスの提供体制を構築するため、認知症対応型デイサービスセンターの整備にかかわる支援を行うとともに、高齢者及び障害者の権利を守るため、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業への支援を行ったところです。

次に、第4款衛生費のうち市民の健康づくりへの取り組みについては、健康づくり講演会や食育セミナーを開催するなど、健康に対する意識の醸成に努めるとともに、各種健診データの健康管理システムへの集積に努め、保健師2名を増員する中、地区担当保健師制度による地域に密着した保健活動を展開いたしました。

次に、第10款教育費のうち幼稚園教育の振興にかかわる事業といたしまして、父母の負担を軽減するため、保育料等に対する補助を行うとともに、幼稚園の経営の健全化を図るため、管理運営に対する補助を行ったところです。

次に、介護保険事業特別会計につきましては、自立支援ホームヘルプサービスや配食サービスを行うとともに、地域包括支援センターにリハビリ専門職を1名増員し、サフォークジムやサフォーク元気クラブのプログラム強化など、内容を充実しながら介護予防に努めました。

また、地域支え合い事業における福祉パトロールや地域サロン、見守り活動協力事業所の拡充に努めたほか、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症に対する総合的な支援体制の構築を図ったところです。

以上が保健福祉部の所管事業の概要であります。

○委員長（十河剛志君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君） 私から、経済部所管の5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費の主な事業の概要について申し上げます。

まず、5款労働費では、市内で働く労働者等の総合的な福祉の増進をより効果的に推進するための各種事業を行ったほか、雇用対策や高齢者の就業及び生きがい対策などについて継続実施したところであります。

次に、6款農林水産業費では、国の経営所得安定対策といたしまして、士別市農業再生協議会を通じ、市内農業者に対しまして、戦略作物助成や畑作物の数量払い等に係る交付金約50億3,600万円が支払われ、その事業の円滑な推進に当たったところであり、また、農家における労働力確保対策としては、新たなファームコントラクターの組織化や農業人材バンクの設立による労働負担の軽減、生産コストの削減に向けた農業労働力支援対策を推進したほか、農業・農村担い手支援対策といたしまして、就農研修助成に加え、グリーンパートナー推進事業として、羊のまちでのときめきツアーを実施したところであります。

農地基盤整備としては、上士別地区での国営農地再編事業費の推進事務を継続するとともに、水田圃場の大区画化が進む中、スケールメリットを生かし、競争力の高い農業の実現と農作業

の効率化・省力化を目指すため、ICT農業の導入としてGPSなどの機器導入に対する支援を継続したところであります。更に、寒冷地帯としての基幹作物であるてん菜、バレイショの安定的な生産振興に取り組み、特に、ビートの作付振興では、生産確保支援対策事業を初めとする振興対策を講じたところであり、加えて、本年は日本甜菜製糖士別製糖所の操業開始から80年という節目の年であり、士別製糖所を会場に、士別ビートまつりが開催され、あわせて合併10周年ということで、記念事業として前日にはビートまつりシンポジウムを開催したところ
です。

また、酪農経営に必要な基盤整備を図るため、北海道農業公社による畜産担い手総合整備事業を実施したほか、サフォーク種羊の振興対策に加え、生ごみ等のバイオマス資源を用いた堆肥製造を行う施設の円滑な運営に努め、堆肥の利活用促進と温室ガス排出削減に向けた取り組みを行ったところであります。

林業費では、市有林の健全な維持・造成を図り、森林資源の充実と地域の林業振興に資するとともに、エゾシカ等の有害鳥獣被害防止対策についても継続実施したところであります。

次に、2款総務費に計上されております消費喚起交付金では、地元消費の拡大と地域経済の活性化を目的に、国の地域住民生活緊急支援交付金を活用し、士別はつらつ地域商品券を発売したところであり、7款商工費では、中心商店街の集客力・販売力を高めるため、道のいきいきふるさと推進事業を活用し、得得まつり&にぎわい市場など4事業を支援し、また、中小企業の育成と経営の合理化を図るため、運転資金、設備資金等の融資事業のほか、ラブ士別・バイ士別運動の推進、住宅改修及び住宅新築への助成を継続するとともに、本市を初めとする道北9市によるユジノサハリンスク道北物産展に継続参加したところであります。

次に、観光費では、各種観光イベントに対する助成を継続するとともに、平成27年の未年に、羊のまち士別を広くPRするため未年PR事業に取り組み、メディア等へのPR、PRキャラクターテーマソングやキャラクターイラストデザイン作成、羊のまちのイルミネーション、ありがとう未年等のさまざまな事業が実施され、4月25日には、羊と雲の丘観光振興プロジェクトでの議論を踏まえ、羊飼いの家をリニューアルオープンするなど、周辺景観整備を含め、本市の観光拠点施設の強化を図ったところであり、また、羊のまち士別着地型観光推進事業に取り組んだほか、羊と雲の丘観光施設、スポーツ合宿センター、日向保養センター等については、指定管理者と連携の上、適切な管理運営に努めたところであります。

以上が労働費から商工費までの事業概要でございます。

○委員長（十河剛志君） 沼田建設水道部長。

○建設水道部長（沼田浩光君） 私から、建設水道部が所管する決算の概要について、初めに、第8款土木費から申し上げます。

道路橋梁関係では、川西上士別街道線など8路線1,500メートルの改良舗装を初め、多寄中央7号通りの歩道180メートルを新設したほか、朝日三栄2号橋の補修工事を実施するなど、安全で快適な道路環境の整備を図りました。

地域環境整備では、11地域70カ所の地域要望について、自治会長など地域役員と現地調査により協議した結果、温根別南8線道路など、4地域7路線の道路側溝整備のほか、真狩川など11河川について、床ざらい、流木除去など河道整備を実施しました。

流雪溝関係では、平成26年度で制御システムの更新事業が完了し、制御機器の機能が向上となったことで、1回当たりの投雪時間をそれまでの20分から1時間に延長するなど、作業中の安全性の向上に努めました。

また、新たな取り組みとしては、道路管理者職員及び投雪区域内事業所の協力のもと、投雪ボランティアによる一斉投雪を実施するなど、未投雪箇所の解消に努めました。

公園関係では、つくも水郷公園再整備事業の初年度に当たり、全体の実施設計及び水利権取得のための申請図書の作成業務に着手したほか、再整備基本計画に基づき、倒木など危険性のある樹木の伐採や池の水の浄化など、環境の整備を図りました。

また、上士別児童公園、東山児童公園など6公園について、遊具を更新するなど、安全で充実した公園施設の整備を図りました。

公営住宅関係では、26年度からの継続事業、つくも団地A棟16戸が竣工したほか、東山団地、曙第2団地の屋根、外壁塗装及び防水工事を実施するなど、予防保全による長寿命化に努めたところです。

次に、第13款災害復旧費についてです。26年8月の豪雨により被災した於鬼頭橋の橋台保護工事を実施したほか、27年7月に発生した集中豪雨により甚大な被害を受けた朝日天塩岳道路及び朝竜橋の復旧について、関係省庁と協議を重ねた結果、公共土木災害復旧事業により、早期復旧を図りました。

次に、公共下水道事業及び農業集落排水事業特別会計についてです。公共下水道事業では、合流改善事業を1,250メートル実施したほか、汚水管及び雨水管、合わせて570メートルを新設するなど、生活環境の整備と浸水対策に努めました。

農業集落排水事業では、多寄地区、上士別地区の処理施設について、それぞれ機器更新事業を継続するなど、処理能力の安定確保に努めました。

最後に、士別市水道事業会計についてです。士別地区配水施設の整備状況としては、配水管新設工事を1,600メートル実施したほか、老朽管の更新及び災害時の給水体制を確保するための耐震管への更新工事を実施するなど、水量、水圧の安定供給の確保に努めました。朝日地区においては、老朽管更新工事を710メートル実施したほか、災害等による水源の高濁水に対応するため、濁水緊急対策工事を実施するなど、より安定した供給体制の確立、強化に努めました。

財政状況について、収益的収支の決算の概要を消費税抜きで申し上げます。

人口減少の影響により、有収水量は年々減少傾向にあるものの、受託工事収益の増により、収入合計は対前年比2.6ポイント増の5億1,890万1,000円となりました。

一方、支出については、償却資産の除却等による資産減耗費の増により6億2,838万3,000円

となり、この結果、1億948万2,000円の純損失が生じたため、繰越利益剰余金補填後の当年度未処理欠損金は206万円となったところです。

資本的収支については、事業実施に伴う企業債、国庫補助金、補償工事負担金などを合わせた収入合計3億5,011万1,000円となりました。一方、支出については、工事費用及び企業債償還金を合わせた合計は4億3,141万円となり、この結果、8,129万9,000円の収支不足が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額をもって補填した次第です。

以上、建設水道部が所管する事業の概要であります。

○委員長（十河剛志君） 藤森朝日総合支所長。

○朝日総合支所長（藤森裕悦君） 私から、平成27年度朝日総合支所所管の事業内容について御説明申し上げます。

総務費では、天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクト推進事業としまして、本市合併10周年を記念した北海道山岳連盟交流登山会を開催したほか、天塩岳、岩尾内湖の観光パンフレットを1万部作成するなど、交流人口の促進を図りました。

衛生費では、あさひクリニックに筋肉や関節の慢性非感染症炎症による疼痛を緩和する半導体レーザー治療器を設置し、医療機器の充実を図りました。

農林水産業費では、農産加工実習施設の蒸し庫が経年劣化しており、それによるゆがみから、利用者がやけどを負う危険性があるため、更新を行ってまいりました。これにより、大量の食材を高温多湿でむらなく仕上げるのが可能となり、地元農産物の処理加工の促進が図られました。

商工費では、地域住民の触れ合いと地域の活性化を図ることを目的とした朝日商工会青年部が中心となり始められました復活！朝日町商店街事業を市も支援させていただき中、第2回目を開催したところであります。同日に開催いたしました全日本ジュニア&レディースサマージャンプ大会の表彰式を同会場で行うなど多くの市民が訪れ、地域の活性化も図られたところであります。

以上が朝日総合支所の所管事業の概要であります。

○委員長（十河剛志君） 加藤市立病院事務局長。

○市立病院事務局長（加藤浩美君） 私から、平成27年度病院事業会計決算の概要について申し上げます。

平成27年度には、慢性的な医師不足、人口減少や少子・高齢化など厳しい状況が続く中、平成27年度を初年度とする土別市立病院新経営改革プランに沿って、救急患者の対応など名寄市立総合病院との連携強化を図ったほか、地域医療ニーズを考慮し、慢性期患者の入院体制を充実するため、国の地域医療介護総合確保基金を活用し、4階の一般病棟を療養病棟に改修するとともに、許可病床数を一般病床91床、療養病床88床、計179床に変更し、本年3月からは、一般病床、1病棟60床、療養病床2病棟80床体制で運営いたしました。その結果、入院患者数

は26年度と比較し、年間で1,707人、4.3%の減の3万8,087人、1日平均では104.1人となりました。外来患者数は1,112人、0.9%の減の12万2,769人、1日平均では505.2人となりました。

次に、財政状況について申し上げます。収益的収支は、消費税抜きで収入が34億1,286万9,000円、支出が33億8,424万5,000円、資本的収支では、4階病棟や昇降機の改修のほか、オーダーリングシステム、検体検査システム、多目的デジタルX線テレビシステムなどの更新を図り、収入が消費税込みで5億4,418万1,000円となり、これに対する支出は6億4,932万6,000円となりました。この結果、最終的な一般会計からの繰入金金は、当初予算に1億7,200万円を追加し、11億1,797万円となり、資金不足を発生させない決算となったところであります。

以上が平成27年度の病院事業の概要であります。主に、入院患者の減少を要因に、新経営改革プランとの間に乖離が生じていることもあり、プランの見直しを急ぐとともに、今後、病院医療提供体制を急性期中心から慢性期中心へと移行する中で、患者の確保に努めるほか、さらなる経費節減など、病院の経営改革に努めてまいります。

以上が平成27年度病院事業決算の概要であります。

○委員長(十河剛志君) 村上生涯学習部長。

○生涯学習部長(村上正俊君) 私から、教育委員会所管の第10款教育費について御説明申し上げます。

初めに、新規事業のうち主な事業についてであります。中学校整備事業の士別南中学校屋体つり天井改修工事では、東日本大震災においてつり天井が落下し、全国各地で大きな被害につながったことから、天井脱落対策が求められ、新たな対策を講じました。スキー場整備事業の朝日スキー場リフト非常用制動機整備では、スキーリフトの緊急時制動機のメンテナンスを実施しました。瑞穂獅子舞創舞100周年記念事業では、朝日町に伝わる無形文化財の映像記録保存作業を委託するとともに、100周年記念誌の制作を補助しました。図書館システム整備事業では、図書館システムの更新及びクラウド化を行いました。

次に、継続事業のうち主な事業についてであります。経済的な理由により就学が困難な高校・大学・専門学校生に対して奨学資金の貸し付けをするとともに、経済的に援助が必要な児童・生徒に対し就学援助を実施しました。

更に、小学校3、4年生用社会科副読本「しべつ」整備事業を26年、27年の2カ年で実施するとともに、地域資源を活用した学校教育の推進事業では、市の基幹産業である農業について、総合的な学習の時間を活用し、小学校3年生から6年生を対象に授業を行いました。

また、上士別小学校、上士別中学校の改修は、校舎本体工事の最終年であり、改築工事を行いました。更に、小学生の学力と体力の向上を図るため、チャレンジスクールを開催するとともに、中学生による子ども議会を開催しました。また、士別東高校の教育環境と教育振興の充実を図りました。更に、九十九大学や公民館講座などの生涯学習事業を実施いたしました。図書館においては、図書やDVDなどの視聴覚資料を整備いたしました。

また、博物館においては、合併10周年記念事業の特別企画展を開催するとともに、サンライ

ズホールでは自主企画事業を実施いたしました。更に、陸上、スキー競技を初めとするスポーツ合宿推進事業を実施するとともに、ハーフマラソン、サマージャンプ大会などのスポーツイベントを実施いたしました。更に、学校給食センターでは、士別産の食材を使ったふるさと給食を7回実施いたしました。

以上が教育費の概要であります。

○委員長（十河剛志君） ここで暫時休憩いたします。

(午前10時41分休憩)

(午前10時43分再開)

○委員長（十河剛志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、歳入について一括して質疑を行います。

御発言ございませんか。谷 守委員。

○委員（谷 守君） それでは、市税について幾つか聞いていきたいと思えます。

トップバッターということで、スムーズに進めていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

まず、市税総予算22億6,000万に対して、調定額23億7,900万、収入済額で22億9,400万というふうになっておりますけれども、総体の市税予算に対して調定額で約1億1,900万、収入済額で約3,400万円、これらの要因について教えていただきたいと思えます。

○委員長（十河剛志君） 税務課、佐久間主査。

○税務課主査（佐久間貴之君） お答えいたします。

予算と調定の差でございますが、現年度分の主な増加の要因につきましては、個人市民税で給与所得の増加などで1,800万円、法人市民税で主な企業の業績上昇により1,100万円、固定資産税で家屋の増改築や償却資産の増加分で2,000万円の増加などであり、差し引き合計で4,400万円の増加となったところでございます。

続きまして、滞納繰越分につきましては収納率が2.5%程度と低いため、予算では200万円ほどの計上となっているところでございますが、調定としては債権全額を算入するため、固定資産税や都市計画税を中心に予算との差が生じ、7,500万円の差となり、現年度分と滞納繰越分の合計で1億1,900万円となったところでございます。

続きまして、予算と収入の差についてでございますが、ただいまお答えした調定額の増加に伴いまして、個人市民税で1,600万円、法人市民税で1,100万円、固定資産税で1,400万円の増加で、差し引き合計3,400万円の増加となっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（十河剛志君） 谷委員。

○委員（谷 守君） はい、ありがとうございます。

その前半の部分のところですが、私も以前に一般質問で質問させていただきました固定化された滞納繰越分ということで、これが収入未済額と調定額で両建てになってくるということで大変煩わしい数字になって、それについては触れませんが、今後の債権整備等を期待したいところでありまして、次に、完全に不納欠損とみなした額、今期は855万5,709円ということになっておりますけれども、前年の数字が664万1,640円、前年よりも190万増加した要因というのはどう捉えているか、再度また教えていただきたいと思っております。

○委員長（十河剛志君） 木島主査。

○税務課主査（木島 啓君） 税目としては、市民税及び軽自動車税で59万円減少し、固定資産税及び都市計画税で250万円増加している状況です。事由別では、生活困窮及び本人死亡を事由とする欠損額が131万円減少していますが、企業の経営不振を事由とする欠損額が268万円の増加、差し押さえ財産なしを事由とする欠損額が67万円の増加となったことが主な要因となります。以上です。

○委員長（十河剛志君） 谷委員。

○委員（谷 守君） はい、わかりました。

それで、この不納欠損、今いろいろ理由があったんですけども、この判断基準というのが市の滞納整理ガイドラインがあるということでありまして、それぞれ死亡や何かは別としても、それぞれの判断というのは、滞納者と直接接していて、人によって滞納欠損とする場合やら、そういったことをいろいろ人が判断することですから、もしかしたら、そういう差が出てくるんじゃないかなというふうふうに想像するんですけども、そういったことはきちんと公平を期すために担当者の中で整理されているのか。また、話し合いが行われているのか。その辺をちょっと確認したいと思っております。

○委員長（十河剛志君） 木島主査。

○税務課主査（木島 啓君） 不納欠損は、徴収権の消滅時効を迎えたものを損失として計上する処理のことで、一般的には地方税法の規定による5年時効のほか、滞納処分の執行停止が3年継続と滞納処分の執行停止後、即時消滅があります。滞納処分の執行停止については、地方税法、国税徴収法及び土別市滞納整理ガイドラインに基づき行っており、納税者の生活実態や財産状況等を把握した上で、規定や基準に従い執行停止を決定しています。その判断については、納税を担当している4名の徴税吏員が行っていることから、担当者間で判断基準のばらつきがないよう意思統一をするため、定期的な打ち合わせのほか、徴収事務担当者会議などで他市とも意見交換をしています。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 谷委員。

○委員（谷 守君） はい、ありがとうございます。

いろいろなルール、法律名も出てきましたけれども、公平の中で進めていただきたいと思っております。

そういった納税の公平性ととも、課税そのものが公平でなければならないということで、今度課税客体の把握についてお聞きしたいと思います。

払うべき人は払ってくれとは言っているけれども、実際に申告義務があってもされていない場合もあると思います。27年度の住民税の未申告者の実態、その取り扱い、押さえなければ教えていただきたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 佐久間主査。

○税務課主査（佐久間貴之君） お答えいたします。

未申告者につきましては、毎年4回、文書にて申告勧奨を行っております。1月1日現在、士別市に住所を有する二十以上で給与支払報告書などの課税資料などが全くなく、どなたにも扶養になっていない方が対象でございます。平成27年度で延べ59名に実施したところでございますが、そのほとんどの方が申告を行い、46万円の市道民税を課税したところでございます。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 谷委員。

○委員（谷 守君） はい、ありがとうございます。

それでは、次に、固定資産税についてお伺いしたいと思うんですけども、この固定資産税というのは、取得時に評価額がその後何十年について影響を及ぼすということで、当初の評価判断ミスでさかのぼって還付する事例というのがたまに、新聞でよく目にすることがあるんですけども、本市ではそのような事例が近年あるのかどうか。また、その取り扱いはどうしているのか。先ほどの説明の中で5年時効とかというふうにありましたけれども、それは、もし戻した場合に、5年で済むのかどうなのか。また、利息をつけて返すのかどうなのか。総体的にそういった課税の誤りがなくなるような防止策というのをとられているのかどうか、総体的に御説明いただきたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 高橋主査。

○税務課主査（高橋将人君） お答えいたします。

近年評価ミスによる課税誤りの事例はございませんが、都市計画税の課税誤りによる還付事例が1件ございました。内容といたしましては、都市計画区域の境界にまたがって所在する土地を本来案分して課税すべきところ、土地全体に課税したものであり、8年分として、計1万8,045円を納税者に返還したところであります。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 古川課長。

○税務課長（古川 敬君） 私から、固定資産税の過誤納金の還付に関しての御説明をさせていただきますけれども、先ほど谷委員おっしゃったとおり、地方税法でいけば、消滅時効5年と規定されていますが、この規定に基づき還付することのできない納税者の不利益を救済するために、民法の一般債権消滅時効10年というのを鑑みて、本市独自に士別市固定資産税過誤納金返還金支払要綱を定め、地方税法の5年と合わせまして10年の還付を可能としております。また、

利息分としましては、地方税法では7.3%でありまして、還付要綱につきましては、民法規定の5%の還付加算金を加算して還付をすることとなっております。本来、課税側のミスで過誤納金というのがあってはならないものでありますので、評価事務におきましては、専門知識や経験の習得のためにも積極的に研修会等に参加しましてスキルアップを目指すとともに、今後とも複数人のチェック体制を継続していきまして、適正であり公正な課税に努めてまいります。以上です。

○委員長（十河剛志君） 谷委員。

○委員（谷 守君） それでは、最後にちょっと一言お話ししたいと思うんですけども、私もこの固定資産税課にはよく行くんですけども、今の体制が悪いということでは決してないんですけども、以前は10年選手のベテランの方がいて、そういった対応にも結構柔軟な対応がされていたように思っております。最後のほうに研修会やら勉強会という話がありましたけれども、また今後、そういった事例がないように、また、あってもスムーズな対応ができるようお願いをいたしまして、この質問を終わりたいと思います。

○委員長（十河剛志君） ほかに御発言ございませんか。井上久嗣委員。

○委員（井上久嗣君） それでは、一般会計の歳入に関しまして何点か質問をさせていただきたいと思います。

初めに、今の谷委員と重ならない部分で、不納欠損額に関する質問をさせていただきたいと思います。

平成27年度の歳入決算状況ということで、全体であります。一般会計含めて、一般会計の中では不納欠損額は1,118万円、前年度より305万円、率によると37.6%の増加となっております。その内訳は、市税が率で言うと28.8%不納欠損額が増えて、これは谷委員のほうの今の質問で詳しく御説明をいただいたところです。そのほか伸びているのが、使用料及び手数料ということで、26年度が68万9,840円のところ、27年度決算148万200円ということで、増減率114.6%、2倍以上増えている。諸収入におきましても、26年度が13万4,990円、27年度決算で58万3,716円と増減率ということで332.4%、金額が少ないんですが、非常に大きな、何倍にも増えているということでございます。

それでお尋ねいたしますが、こういった不納欠損額、先ほど谷委員の御答弁と重ならない範囲で、こういった要因について御説明いただきたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 財政課、榎木主査。

○財政課主査（榎木孝士君） お答えいたします。

不納欠損額の増加の内容について御説明いたします。

先ほど谷委員からも御質問あったとおり、市税がまず190万円不納欠損額増加しております。これも含めて不納欠損額は平成26年度に比べて300万円増加しております。井上委員お話のとおり、使用料と諸収入が伸びているわけですけども、まず、その使用料及び手数料においては、市営住宅使用料が約80万円増加しております。また、諸収入の内訳として主なものとし

ましては、中小企業運転資金貸付金が約40万円、不納欠損が発生しているといった状況となっております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 今、公営住宅が大きいということ、もうちょっと詳しく、増えた要因何かあると思うんですけども、もう少し詳しく御説明いただきたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 建築課、畑山主査。

○建築課主査（畑山 司君） お答えいたします。

不納欠損額増加の要因といたしまして、失業や病気などの理由による生活困窮者の増加、債務者の死亡などによる平成22年度及び平成23年度におきまして、現年度収納率が悪化いたしました。こうした理由により、5年で時効となるため、平成27年度において不納欠損額が増加となりました。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） その増加傾向というのは、今後も、今言われたような状況は急に改善されないと思うんですが、今後、特に今言った公営住宅の使用料に関しては、今後もずっと同じような状況で不納欠損が増えていくという形で見込まれているのでしょうか。

○委員長（十河剛志君） 畑山主査。

○建築課主査（畑山 司君） お答えいたします。

収納率の悪化を受け、それまで滞納繰越分の収納をすることとしておりましたが、平成24年度からの収納体制を見直し、現年度使用料を優先とした収納体制といたしております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） やり方を見直したということなんで、それが今後結果的にどうつながるかというのをちょっとお聞きしているんですけども。

○委員長（十河剛志君） 佐々木課長。

○建築課長（佐々木 誠君） お答えします。

22年度と23年度も現年度分の収納率が悪かったため、28年度決算においても、今よりは100万程度増加する見込みです。ただ、先ほど申しました現年度収納強化によりまして、次年度以降の滞納繰越を防止するという観点から、それ以降におきましては収納率が上がるような見込みになっております。

○委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 27年度と28年度が悪いけれども、その後は改善される見込みということですね。先ほども滞納整理ガイドラインとか、滞納整理要綱を含めてお話がありましたが、生活困窮者の方は当然救済措置必要だと思いますが、この不納欠損額を今後増やさないためにも、

わかりやすく言えば、払えるのに払わない方等もいるかと思しますので、その辺の対応をどのようにとられているのかお答えいただきたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 畑山主査。

○建築課主査（畑山 司君） お答えいたします。

住宅使用料には自力執行権がないため、公平性・公正性の観点から、市からの連絡に応じない、納付の意思が認められない未納者などに対しては、本年度から滞納整理事務処理要綱の改正をしておりますので、催告書や明け渡し請求などの法的措置の実施も視野に厳正に対応してまいります。

なお、生活の困窮などによる家賃の分納などへの対応については、生活状況にあわせ、今までどおり行ってまいります。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 非常に、決して景気上向いていませんので、生活に苦しい方、困っていらっしゃる方いっぱいいらっしゃいますので、やみくもに滞納に対する厳しい取り扱いをしてほしいというつもりはさらさらありませんけれども、先ほど言ったとおり、払えるのに払わない人という方結構いるのかもしれないので、そちらへの対応をきちっとしていただきたいと思います。

続きまして、収入済額に関する質問をさせていただきます。

改めて言うまでもありませんが、出納整理期間中に納入されたものを収入済額、また、出納整理期間までに支出されたもの、支出済額と申しますが、収入済額、収入率、これがちょっと低下してきているというふうに見られるんですが、その辺のちょっとまずは要因ですね、どうしてこの収入済額における収入率がここ数年低下してきているのか、ちょっとわかる範囲でお答えいただきたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 榎木主査。

○財政課主査（榎木孝士君） 予算現額に対する収入済額の割合が収入率として掲載していますけれども、これが平成26年度は96.6%だったものが、27年度は95.4%と1.2ポイント減となっている要因についてお答えいたします。

その大きな要因としましては、1つには市債において、環境センターに係る起債が、予算額では約9億円計上しておりましたが、実際の収入額が約2億円と7億円もの差額が発生したことが上げられます。この環境センターに係る起債が減った理由としましては、まず、国からの交付金が約1億4,000万円増加したこと。更に、逡次繰越によりまして、起債5億5,890万円を28年度に繰り越したことが要因となっております。更に、収入率が減となったもう一つの要因としましては、繰入金におきまして、初め財政調整基金の取り崩しを5億7,000万円予定していましたが、結果的に取り崩ししなくて済んだということで、これらの要因によって収入率が26年度よりも下がっているところです。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、平成26年から収入率で言うと96.5、その前の25年が97.2ですか、97.2、96.6、95.4と、この3年間だけ見ると徐々に下がっていると。数字だけ見ると、何か下がっているという問題があるのかなという、それだけ見ると思えてくるところもありますが、これはそういった問題ではなく、その時々たまたまの要因によって起きることであって、特に、こういった傾向が仮に続いても、特に問題はないということで理解してよろしいんでしょうか。

○委員長（十河剛志君） 中館総務部次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） 井上委員お話のとおり、予算に対する収入済額の率ということですから、予算の見込みとちょっと違ったということはありません。ただ、御説明いたしましたように、一番大きな要因、環境センターの起債の額については、継続費という予算上の措置をとっておりまして、これは3カ年の中で事業の進捗に応じて翌年度に通次繰越ができるというような予算上の手続をとっておりますので、そういった要因によって翌年度にその分の収入が入ることから申し上げますと、その点についての問題はないかなというふうに感じております。

○委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） はい、わかりました。

次に、地方消費税交付金について少し質問をさせていただきたいと思います。

これ地方消費税交付金、予算が、予算書を見ると、当初3億円だったと思いますが、予算現額で3億2,500万となっております。決算では4億3,194万2,000円となっております。これは当初予算3億から4億3,194万と言いますと、実に44%ぐらい増えたという形になっておりますが、一応予算より、当初より増えたということは、それだけ見ると、単純に見るとうれしいと言えばそれまでのことなんですけれども、こんなに金額が決算時大きく増えた、増加したという要因はどのようなことなんでしょうか。

○委員長（十河剛志君） 樫木主査。

○財政課主査（樫木孝士君） お答えします。

消費税は皆さん御存じのとおり、平成26年4月に8%に消費税率が引き上げとなっております。27年度は引き上げ分の消費税が初めて1年間を通して交付される制度の変わり目の年でもありました。また、従来の地方消費税交付金は、人口と従業者数で案分して交付されることとなっておりますが、消費税引き上げ分については、社会保障財源交付金としまして、社会保障施策の財源とすることを踏まえて、全額人口により案分し交付することとなっております。

そこで、予算計上の際の考え方ではありますが、地方財政計画においては、地方消費税収入が26年度実績に比べ51.7%の増額と示されていましたが、引き上げられた消費税が通年で交付される初年度でもありますし、確実にそこまで増加する要因が見通せないということから、歳入

欠陥を起こさないように積算することとしまして、26年度決算見込みから20%の増額で積算した額を当初予算に計上しました。

これに対して、決算の状況ですが、26年度決算額に対し、従来分の地方消費税交付金が17%の増、社会保障財源交付金が305%の増、全体で66.7%の増となっています。これは北海道の決算を見ましても、地方消費税収入額が北海道の一般会計決算において、前年比61%増となっておりまして、地方消費税自体が地方財政計画で示された額よりも上振れをしたと言えるかと思えます。

そこで、地方消費税交付金については、収入状況を踏まえまして、年度の途中で2,500万円の補正予算を計上し、最終的には予算額3億2,500万円としましたが、決算額とは1億円以上の差がありまして、結果的には予算の見込みが過小だったと捉えています。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） そうですね、今説明ありまして、僕もちょっとかじったんで、消費税って非常に複雑で、複雑怪奇、よくわからないんですが、ざっくり言うと、26年3月31日まで消費税5%でした。これは地方の取り分が1%で、26年の4月1日から8%になりまして、その地方取り分は1.7%なんです、それは1回国から都道府県にわたって市町村に案分されると。それで5%のときの従来分は、先ほど御説明いただいたとおり、人口と従業者数により案分して、2分の1が市町村に来ると。上乘せ分が、従業者数が外されて全額人口によって案分されるという非常に分かりやすすくない形なんですけれども、ただし、私単純に、これ地方の取り分が1%が1.7%、いわゆる1.7倍になったわけですから、全額通年で5%のときの平成25年度の士別市に来た地方消費税交付金は2億1,252万円なんですね。それを1.7倍すると3億6,000万ほどになります。

だから、いきなりそんな簡単な計算ではないのではないんですが、ちょっと正直言って、今答弁にもありましたが、当初予算3億というのは、ちょっと絞り過ぎたんじゃないかなという、当然歳入というのはある程度抑え目にしなければ赤字決算になったら困りますので、抑えぎみの予算を組むというのもよくわかりますし、この消費税というのは非常に複雑ですので読みづらいということも重々今説明も含めてわかりますが、ちょっと余りにも控え過ぎたのかなという気がします。これによって、例えば結果的に1億何千万も増えたのは増えたんですが、予算が組めない、予算が1億何千万控えたために、例えばこの事業をやろうと思った部分もある面諦めてしまうということも結果としてあり得ますので、一定程度の積算の精度がもうちょっと必要ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（十河剛志君） 中館総務部次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） 井上委員おっしゃるとおり、結果的には予算の計上額は過少だった、少なかったということになると思います。

ただ、地方交付税についてもそうですが、当初予算の計上の段階では、ある程度留保財源も

見込んでおく必要があるということで、これは災害等によって、その補正予算を組まなければならないというようなことで、ある程度の、そこに留保分が必要だということもあります。

それと、この地方消費税交付金については、ちょうど8%に変わった変わり目だということもありますけれども、実際、都道府県に配分されるときには、それぞれの消費の動向によって配分が決まると、都道府県配分の段階で。そういう非常に流動的な要素もありますので、そういった意味では固く見過ぎた点は確かにあるかなと思いますが、ある程度こういった実績を踏まえて、なるべく留保財源を見込んだ上で、なるべく適正な歳入の計上に努めたいというふうに考えております。

○委員長（十河剛志君） 次に、歳出に入ります。

第1款議会費については、通告がありませんでしたので、次に移ります。

第2款総務費の質疑に入ります。

第1項総務管理費について御発言ございませんか。村上緑一委員。

○委員（村上緑一君） それでは、総務費の企業誘致対策費について伺います。

成果報告書の18ページにあります立地企業連携事業についてですが、この各事業の内容と支出金額についてお聞きしたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 企画課、大橋主幹。

○企画課主幹（大橋雅民君） お答えいたします。

立地企業連携事業については、これまでも各企業と連携しながら事業を進めてきているところですが、平成27年度においては、大きく3つの事業を実施しました。

1つ目として、士別市産業フェアの出展であります。トヨタ自動車株式会社及びヤマハ発動機株式会社に出展いただきまして、企業の取り組みを紹介していただいたところでありました。トヨタ自動車株式会社においては、初代セルシオの展示、それから試験場の歴史を記載したパネルの展示を行っていただきました。ヤマハ発動機株式会社においては、スノーモービル、四輪バギー、除雪機、スクーターの展示をしていただいたところでありました。なお、産業フェアの出展にかかわる支出はありませんでした。

2点目として、士別市合併10周年記念事業として実施した健康ウォーキングです。主催としては、士別市合併10周年記念事業実行委員会健康ウォーキング部会で、この部会は、士別歩こう会、士別歩くスキー協会、一般社団法人士別市体育協会、士別商工会議所、朝日商工会、朝日町歩くスキー愛好会、士別走ラン会、朝日ジョギング愛好会、朝日体育協会、伴走サークル楽RUNに士別市を含めた計11団体で構成しています。トヨタ自動車株式会社士別試験場を会場に、秋と冬、各1回ずつ、2回実施いたしました。秋期につきましては、10月18日に3つのコースに147人の参加をいただいたところでありました。冬期におきましては、28年3月6日に、歩くスキー21人、雪上ウォーキングに100人、計121人の参加をいただいたところでありました。支出金額といたしましては、実行委員会に補助金として43万8,514円を支出したところでありました。実行委員会では、主な使途として、送迎バスや募集チラシ、募集広告などに支出をして

おります。また、本事業の実施に当たっては、北海道市町村振興協会から13万1,000円の補助を受けて実施したところであります。

3つ目として、トヨタ工業学園専門部の研修受け入れです。昨年は8月26日から28日の3日間にわたり、農作業体験や森林枝打ち体験、羊と雲の丘環境整備、福祉施設の清掃などの異業種体験を行いました。参加した生徒は113名で、異業種体験の準備費用や歓迎夕食会などの経費として50万1,308円を支出したところであります。これら3つの事業と全体に係るその他経費2万2,600円を含めて96万2,422円を支出したところであります。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 今説明がありました。現在の立地企業との連携事業ということで行っておりますが、この企業誘致対策としての成果というか、そういう連携事業の中での成果がありましたらお願いしたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 大橋主幹。

○企画課主幹（大橋雅民君） お答えします。

先ほど答弁した事業を行うことで新たな企業誘致には至っておりませんが、これまで誘致してきた企業との連携を深める中で、市民に誘致企業への取り組みを紹介し各企業への理解を深めていただくこと、また、各企業との情報交換を密にし、さまざまな情報を得ることができているものと考えております。

こうした連携の結果、築いた人脈を通じて士別産の農産物を社員食堂で取り扱っていただいたり、27年度からはトヨタ工業学園の学園生を受け入れ、農作業や森林整備などの異業種体験を実施しており、市民との交流や社会貢献活動を行っていただくなど、いろいろな成果につながっているものと考えています。

また、現在の誘致企業が試験場の拡張や社屋の増設などの手続が生じた場合は、関係機関との調整を行う、円滑に事業が進むよう努めているところでもあります。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 今御説明ありました。なかなか企業誘致の成果というのは表れていないが、そういう連携の中でいろいろなことを求めたいということなんですけれども、この連携企業は立地企業の中では本当に地元としても進めていくべきだと思います。

また、こういう、本当に士別市のよさの中で、わかっただけの人とのつながりの中で進めたいと思いますけれども、この企業誘致活動という中で、対策費として、やはり外へ足を向けることも本当に必要だと思うんですけれども、単なるいろいろな考えの中でも、やはりこの立地企業との連携企業はたくさんあるわけです。その中で、やはりいろいろな連携企業の中に足を向けて、そして、この成果報告書には事業だけでなく、やはり企業とのパイプをした事例を新規事業、立地企業という中で示していただければ、まだまだいろいろ、この企

業誘致に関しては対策となるんですけども、ちょっとそういうお考えも含めてお願いしたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 東川総合企画室長。

○総合企画室長（東川晃宏君） ただいまの御質問にお答えいたします。

これまで本市では基幹産業である農業を背景とした製造業の誘致や積雪寒冷の厳しい自然環境を生かした試験研究施設の誘致に取り組んでまいりました。こうした企業の誘致や規模の拡大の際には、各種法律等の許認可事務にかかわる支援なども行ってきたところであります。事業所の開設や規模の拡大といったようなことが地域の経済の活性化や雇用の場の確保に極めて有効な手段であるというのは、皆さん同じ認識であるかと思えます。

そんな中であって、道外企業が道内に進出する場合には、北海道がその進出する企業の希望要件に合致する市町村の取りまとめをするといったような場合もありまして、そうしたときには本市も積極的に情報提供のほうを行っているところではございます。

また、外に足を向ける誘致活動の1つにはなるかと思えますが、市長、副市長がトップセールスの1つとして、名刺に本市のまちの個性を写真を用いて紹介し、企業関係者との情報交換などにも役立っているところではございますけれども、今日の経済状況や国際化の流れの中にあって、現実的には新たな企業誘致というのは難しい状況にありまして、実現するには至っていないという状況でございます。

しかし、その企業の誘致というのは重要な課題でございますので、今後とも既に立地している企業との情報交換や、これまで築き上げてきた人脈を通じて情報収集に努めますとともに、自然災害の少なさですとか、積雪寒冷、そして基幹産業の農業など、本市の特徴を踏まえまして、これにマッチングする企業の情報を収集するほか、広く機会を捉えて誘致活動を今後とも行ってまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（十河剛志君） ほかに御発言ございませんか。国忠崇史委員。

○委員（国忠崇史君） 私からは、総務管理費の中の地域公共交通総合対策費について質問したいと思います。

これは毎度毎度お話ししている市内バスの件ですね。

まず、成果報告書の17ページを見た範囲では、市内循環線外回り及び内回りの赤字額が前年度、もしくは前々年度から、一昨年度から少しずつ圧縮されているのではないかと思うんですが、ちょっとこの辺の数字をまずお願いしたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 企画課、久光主査。

○企画課主査（久光 徹君） お答えいたします。

市内循環外回り及び内回りの赤字額の合計でございますが、平成26年度が733万3,000円に對しまして、平成27年度が645万7,000円となっております。前年度と比較しまして87万6,000円の減少となっているところでございます。

○委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 同じく、これ西回りのほうの数字もいただいてよろしいですか。

○委員長（十河剛志君） 久光主査。

○企画課主査（久光 徹君） お答えいたします。

西回りの状況でございます。赤字額につきましては、平成26年度が308万1,000円となっております。これに対しまして、平成27年度が290万9,000円となっております、前年度と対比いたしまして17万2,000円の赤字額の減少となっております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） ありがとうございます。

私のほうで、更に前のほうの数字を見ますと、内回り、外回りのほうが一昨年度、平成25年度で言うと798万円の赤字ということで、800万近い赤字があったわけですね。それが2年間たって、昨年は645万7,000円ということで、かなり赤字が圧縮できている部分があります。この辺の要因に入っていきたいと思うんですが、ここで、この議場で毎回のように論議しているから赤字が減ったんだなんていうことになると、すごくうれしいことなんですけれども、そうではないと思います。やっぱり内回り線ですね、一昨年度に、一部路線変更したわけですね。それまでは外回りと同じ路線を逆回りに走っていたんですけれども、一昨年度からはちょっと経路を変えまして、西條の前からグリーンベルトに入って、東1条12丁目、東1条9丁目、東2条8丁目、東4条、東1条9丁目は、士別内科クリニックさんの前ですね。その後、右に曲がって、いわゆるビックハウス士別店の前を通過して、東5条通りから来たんです。外回りの経路と同じように、東丘のほうに上がっていくというふうに、内回りのほうの経路変えましたよね。この辺の効果というのは、どのように分析されていますか。

○委員長（十河剛志君） 久光主査。

○企画課主査（久光 徹君） お答えいたします。

市内循環外回り及び内回りの赤字額が平成26年度から減少した、まず、主な要因についてお答えさせていただきます。

営業収益につきましては、前年度と比較しまして約80万円の微減となっております。一方、営業費用につきましては、前年度と比較しまして燃料費の価格低下などで約167万円の減少となっております。このように、費用の減少が収益の減少を上回ったため赤字の削減につながったものというふうに考えております。

また、経路変更についてお答えいたします。

市内循環内回りにつきましては、今お話のありましたように、市民の声ボックス等に寄せられた意見などをもととしまして、士別市地域公共交通活性化協議会が検討を行う中で、バス事業者との合意のもと、平成25年11月から路線を変更したところでございます。路線変更後の利用者の声につきましては、バス事業者を確認いたしましたところ、変更当初は内回りと外回り

を上手に使っていたんですが、路線変更したことによって使いにくくなったという声もありました。現在は変更して路線になれてきた。また、バス停がスーパーにより近くなったことによって利用しやすくなったというような声をいただいております。また、バスの路線変更につきましては、効果があらわれるまでに時間を要することについても、バス事業者からお聞きしているところでございます。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 今の答弁を要約しますと、結局、乗客数が増えたとか、パイが増えたということではなくて、全体のパイというか、運賃収入だとかの収益は減る中で、ガソリン代のほうが安くなったから、そっちに係る費用が低減されたということのほうが大きいということで赤字が圧縮されたという理解でよろしいですね。

じゃ、よりこれからも乗客増やす努力はしなきゃいけないなと思います。

じゃ次に、中多寄路線に入りたいと思います。中多寄路線の赤字も、わずかではありますけれども改善傾向が出ています。成果報告書16ページのほうに、中多寄路線の赤字額、道補助金、日向保養センター線委託料ほか委託料というふうに4項目数字が出ていますけれども、この3つを足したら赤字額になるんだろうと思いますけれども、その根拠というか、内訳について詳しく説明いただきたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 大橋主幹。

○企画課主幹（大橋雅民君） お答えいたします。

まず、市町村生活バス路線の概要についてでありますけれども、乗り合いバス路線が廃止された後に、市町村が地域住民の生活に必要な路線を確保するため代替バスをバス事業者に委託して運行する路線で、中多寄線を含めて4路線でございます。どの路線も北海道から市町村生活バス路線運行費補助金として補助対象経費の10分の1の補助を受けて運行をしております。中多寄線についてであります、4系統に分けて委託料を積算しております。

まず、土別駅から名寄市風連町まで運行している系統が2系統、うち1系統が日向保養センターを経由しております。残りの2系統については、土別駅前から多寄30線西3号まで運行している系統で、登校日のみ運行している系統と登校日以外も運行している系統と分けて積算しているところであります。

御質問の中多寄線の決算の詳細についてであります、まず、赤字額についてでありますけれども、1,665万8,000円については、営業費用1,854万6,000円から営業収益188万8,000円を差し引いた金額になります。営業費用は実走行キロ数掛ける営業費用単価で積算をしています。営業収益は運賃などの運送収入と営業外収入を足したものになります。道補助金については、補助対象経費掛ける補助率の10分の1ということで38万8,000円となっております。日向保養センター線委託料ほかは2つに区分されておまして、日向保養センター行きの特別バス運行業務委託料と中多寄線の2系統は名寄市風連町も運行していることから、本市と名寄市で、距

離案分で委託料を算出しておりまして、名寄市の負担分約31%がこれに加わりまして、合わせまして753万円となっているところであります。委託料につきましては、赤字額から道補助金と日向保養センター委託料ほかを差し引きまして委託料を算出しているところであります。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 非常に中多寄線の内訳、4系統に分かれるというのが非常に複雑だなとは思いつつ聞いていたんですけども、今の説明聞きますと、要は、道補助金はいいですよね。それから委託料も残った分を払うということ、赤字額の残った分を補填するという趣旨でいいと思うんですけども、この日向保養センター線委託料が753万円計上されているんですけども、この中に、後で商工費で出てくる日向温泉の特別バス運行業務の452万9,000円が含まれているという認識でよろしいでしょうか。

○委員長（十河剛志君） 畜産林務課、鶴岡課長。

○畜産林務課長（鶴岡明浩君） お答えします。

ただいま御質問にありました日向特別バスの運行については、この中の経費の中に含まれております。

○委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） では、何か言っただけですけども、隠れ赤字とか、そういうことじゃないということはいいですよね。こういうふうにな寄市ともお金出し合いながら維持してきている、要は日向温泉行きのバスですね、中多寄線ですけども、なかなか運賃収入、日向温泉で乗り降りするとただということもあって、運賃収入も、運賃プラスいろいろな広告収入とか入れてですか、180万ちょっと、年間それしかない、1日にしたら5,000円もいかない収益ですよ。日曜祝日も運行しているから費用かかるのはわかりますけれども、やっぱりこれも何とか乗客を増やしていく方法を考えなきゃならないと思うんですけども、ただ、以前、渡辺英次委員も一般質問でおっしゃっていましたが、日向温泉に行くバスを昨年度減らしたということがあります。

私が先ほどから申し上げている、この赤字の圧縮というのは、日向温泉経由便の減便が関係しているか否かについて、最後にお伺いしたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 大橋主幹。

○企画課主幹（大橋雅民君） お答えいたします。

日向保養センターを経由する便が3便から2便と1便経由しなくなったことから、多寄町34線西3号から日向保養センターまで片道6キロ短くなりました。このため中多寄線の実走行距離が約3,700キロ減少しまして、営業費用として約90万円減少したことが赤字削減の要因の1つというふうに考えております。更に、燃料費の価格低下などで赤字額が減少したものと考えております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） これも、中多寄線も市内循環線と同じで、乗客が増えて赤字が圧縮されたわけではなくて、ガソリン代とかが低下したために赤字が少し縮減したということで、必ずしも喜べることではないというまとめをしたいと思います。

それでは、次の質問に移ってよろしいですか。

○委員長（十河剛志君） まだ総務費の質疑が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたしたいと思います。

（午前11時40分休憩）

（午後1時30分再開）

○委員長（十河剛志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

総務管理費について御発言ございませんか。国忠委員。

○委員（国忠崇史君） それでは、午後の部ですね。

まず、地域消費喚起交付金と、この事業について問いただしたいと思います。

成果報告書でいきますと、19ページの下のほうに載っています。

これは、士別はつらつ地域商品券という、いわゆるプレミアム付き商品券を発行して、商工会議所なんか委託して発行して、1次販売、2次販売ということで、昨年夏行ったわけですけれども、これについて、昨年の9月の第3回定例会で村上緑一議員が一般質問されて、最終的な答弁としては、公平性にちょっと問題があったと、今後は公平性に配慮していきたいというふうな経済部長の答弁もあったんですが、この商品券のそもそもの目的、2万人士別市民に、薄く広く普及するということが目的じゃなかったのかと思うんですけれども、結局、最終的にどの程度の割合の市民に行き渡ったのか、市として把握しているところをお示してください。

○委員長（十河剛志君） 商工労働観光課、小林主査。

○商工労働観光課主査（小林真二君） お答えいたします。

士別はつらつ地域商品券の販売につきましては、地域内の消費を喚起し、地元商店街の販売促進や活性化につなげることを目的に販売いたしました。委員お話のとおり、市民に広く普及させることも重要であることから、まず、周知方法としましては、平成27年5月1日を基準日としまして、9,727世帯に整理券、はがきを配布し、新聞での記事掲載、市や商工会議所ホームページの情報発信とともに、新聞折り込みチラシを配布し、更に、広報しべつにも掲載するなど広く情報提供し、全市民が購入できるように努めました。

また、6月1日から30日までの1カ月間を販売期間としまして、士別商工会議所と朝日総合支所には常設の販売窓口を、上士別、多寄、温根別にも各2日間ずつ出張窓口を設置し、特に、6月1日からの8日間は、土日を含めた臨時窓口を開設いたしました。結果としまして、全世

帯の51%に当たります4,961世帯が購入されましたが、この期間中に売れ残りが発生したために実施した2回目の販売では、世帯ではなく会場へ来られた方全員を購入希望対象としたため、どの程度の割合の市民に行き渡ったかは推定できない状況であります。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 特に、2次販売のときに、何世帯の人に行き渡ったのかが把握できていないというのはちょっと問題といたしますか、やっぱり販売方式、炎天下ではありましたが、1回買った人がもう1周並べるとか、やっぱりそういうことをやっていたということで、やはりいろいろ問題残ったのかなというふうには思いますね。

士別市は9,000以上の世帯ありますけれども、やっぱりその人たちの半分強に結局は行き渡りはしたけれども、推定ですけれども4割ぐらいの人は、この商品券のプレミアムにあずかっていない可能性がある。隣町ですけれども、議員がちょっと有利な方法で購入していたとかいろいろ問題にもなりましたけれども、やっぱりしっかりと公平性だけじゃなくて、市民みんなが買えるような方法というのを、ぜひ次回は考えてほしいと思います。

これ1次販売、2次販売の販売額ですね。成果報告書には1万円のセットが3万セット売れたというふうに書いていますけれども、1次販売と2次販売でどのぐらいの割合で売れましたか。

○委員長（十河剛志君） 小林主査。

○商工労働観光課主査（小林真二君） お答えいたします。

1次販売、2次販売の販売額につきましては、1回目の販売が1世帯3セット、3万円を限度に1億4,624万円の販売、2回目の販売が1人10セット、10万円を限度に1億5,376万円を販売いたしました。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 今答弁にあったように、若干、その2次販売の額のほうが多いということで、その販売方法としてはどうなのかという、2次販売のほうの額が多かったというのも反省点は多々あると思います。

それで、次、経済効果ということについて考察してみたいと思います。

経済効果の両面というか、両方向からあると思うんですが、最初に、消費者側からの効果ですね。市民というか、この商品券を使う側からすると、結局、ふだんなかなか高い買い物できない、例えば経済的な弱者に分類されるような方が、この商品券によって購買力が若干ふだんよりついて、ふだんよりちょっと、1割、2割高い物を買えるような結果になったのかどうかということについて考察してみたいと思いますが、市としてどのような把握をされていますか。

○委員長（十河剛志君） 徳竹課長。

○商工労働観光課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

消費者側から見た経済効果についてというところでありますけれども、こちらにつきましては、消費者側ということになりますと、総販売額の3億6,000万のうちのプレミアム相当額6,000万円分、こちらにつきましては換金率が100%ではありませんので、このプレミアム分につきましては6,000万のうち5,991万2,000円、これがプレミアム分の換金額という形になりますので、この5,991万2,000円というところが、消費者側から見る経済効果かなというふうには考えております。

また、今ありました経済的弱者の購買力をつける結果につながったかどうかということについてはありますが、まず、この事業自体が経済的弱者のみを対象とした事業ではなく、全市民を対象とした消費喚起を上げることを目的とした事業であったということはございますが、その中から経済的弱者の購買力というところに目を向けたときに、先ほども答弁をさせていただきましてとおり、販売結果として1回目の販売、こちらのほうが1世帯3セットを限度としてというところが、全ての世帯に行き渡れば当然1回目のところで全世帯に行き渡ったというところではありますが、ここで51%の世帯にしか販売できていなかったというところ、これにつきましては先ほども答弁しましたが、いろいろな要素があろうかというふうに思いますが、1つの考え方として、1セットの販売金額が1万円というところで、2,000円のプレミアムがついていたわけですが、そういったところから考えると、例えばこれが1セットが5,000円、プレミアムが1,000円、それで、例えば1世帯当たり6セットまで買えますよということになった場合に、もしかしたら第1回目の販売に係る世帯に行き渡る率というのは、もう少し上がったのかもしれないということも考え方の1つというふうに、あるというふうには考えています。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 今答弁でいただいたとおり、確かに小口にして、5,000円の券に1,000円のプレミアムをつけるというふうにする方法もひょっとしたらあったのかなというふうには思いますね。だから、特に、2次販売のときは日中、朝からというか、午前中に市役所に並んで販売ということでしたので、ある程度仕事が忙しいとかじゃなくて時間のある方、そして、ある程度現金が自由になる方、10万円単位で現金ある方が結局並べたということなので、やっぱり去年の第3回定例会の村上議員の議事録今持っていますけれども、本当に仕事で来られなかったとか、午前中お年寄りが市立病院に予約があつて診療していたので、市立病院終わって市役所に来たけれども、この商品券がなかったと、そういう例が多々上げられています。

だから、やっぱり本当に経済効果というのを追求するのであれば、やはり平日の午前中に並んで、ある程度現金持っている人だけに売るということは、ちょっと教訓を多々残したなど、再び言わせていただきます。

それで、経済効果の反対側ですね、お店の側ですね、事業者側、約530店舗が、この商品券が使えたということなんですけれども、事業者側にはアンケートをとっていると思いますので、

このアンケートの概要とアンケート回収率、それから寄せられた主要な回答について、ここで紹介いただきたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 徳竹課長。

○商工労働観光課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

事業所向けアンケートにつきましては、一般消費者側のアンケートにつきましては、第1回目の世帯販売のときにアンケートのほうを配布しております。事業所向けにつきましては、後日546店舗参加された全てのところにアンケートを配布しております。回収数につきましては218店舗ということで、回収率につきましては39.9%ということであります。

内容につきましては、この商品券の事業について、そういった経済効果というところを測る上で皆さんの各お店にとってはどういう状況でしたかというところでアンケートのほうを実施させていただいております。商品券の換金額が通常の売上に占める割合については、大半の事業所が5%未満という回答で、前年比の売上と変わらないと回答した事業者が約6割という結果というふうになってはおります。

また、商品券の発行に伴う効果として、効果がなかったと回答した事業者数が4割あったというところではありますが、前年比の売上と変わらないというところについては、マイナス景況を抑えるといった効果もあったのではないかとというところで、こちらのほうは実行委員会の中でそのような形で総括もしてきております。

しかしながら、売上が余り変わらないと答えた事業所の中でも、事業所として今後もこういったものが必要である、こういった事業が必要であるというふうに答えた事業所、今後実施された場合には再度登録をしますよというところについては、多くの事業者で同意を得ているという結果になっております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） ありがとうございます。

商店街も残念ながら、年々くしの歯が抜けるように店が少なくなっていますけれども、そういったマイナスをある程度歯どめをかける効果はあったのではないかと回答かと思えます。

それで、次に、大型店と、それから在来の小さな商店との比較を考えてみたいと思います。

この商品券、はつらつ地域商品券、546店舗の中で、結構スーパーだとか、いわゆる土別資本じゃない、札幌とか東京に本部がある大きな店でも使えたわけですね。商品券発行することによって、大型店での消費比率が余計に拍車かかって増えるということがあっては、ひょっとしたら、この商品券の趣旨ではないのかなというふうにも思うんです。なるべくならば、この地域商品券を出すことによって、在来の商店街の商店で消費の割合が増えるということであれば望ましいかなと思うんですが、この点、在来の商店と大型店での換金率について、把握していれば比率の比較をお願いしたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 小林主査。

○商工労働観光課主査（小林真二君） お答えいたします。

大型店と在来商店の換金率の比較につきましては、大型店で65.8%、在来商店で34.2%となっております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） これは、今いただいた65対35ぐらいですか、66対34ぐらいですね、66対34の比率というのは、ふだん、この商品券ないときも、現金でのお買い物とかの比率等とどう違いますか。

○委員長（十河剛志君） 小林主査。

○商工労働観光課主査（小林真二君） お答えいたします。

現金での買い物比率につきましては、平成26年に管内の商工会議所や商工会で実施いたしましたお買い物アンケート調査結果を参考にいたしまして、大型店で77.3%、在来商店で22.7%となっており、商品券と現金を比較しますと、約10%商品券での利用のほうが在来商店の利用が少し多くなっている状況にあります。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 現金でのお買い物のときは、商店街では23%ぐらいしか使われなかったのが、商品券を発行すると34%、11ポイントぐらい在来の商店で使う比率が上がったということですよね。士別市にもいろいろなお店ありますけれども、単純に大型店と在来の商店街と対立させて考えるのはよくない面もあるかもしれませんけれども、今後とも、ぜひこういった在来の商店街を元気づける施策をお願いしたいと思います。

この件終わります。

○委員長（十河剛志君） ほかに御発言ございませんか。

斉藤 昇委員。

○委員（斉藤 昇君） 地方創生の交付金についてでございますけれども、特に、この点では、合宿の里士別推進協議会がゴルフ場の一般無料開放事業を行っておりますけれども、これに対する市は400万以上、425万だか、だしているわけだけれども、市とのかかわりでは、ゴルフ場とのかかわり、あるいは推進協議会とのかかわりの中で、このゴルフ場一般無料開放事業というのは、その実績と、それから、どう評価しておられるのか、この点をお聞きしたいと思います。

○委員長（十河剛志君） スポーツ課、坂本主幹。

○スポーツ課主幹（坂本英樹君） お答えいたします。

まず初めに、ゴルフ場の一般開放の概要について触れさせていただきます。

ゴルフ場の一般開放のきっかけは、昭和52年に順天堂大学陸上部が士別のゴルフ場をトレーニングの場所として利用したことから始まり、足腰に優しい芝と起伏のあるゴルフ場を利用した練習環境は当時としては画期的なことであったと聞いております。平成22年8月からは、ス

スポーツ合宿者へのトレーニング環境の提供と市民の健康増進を図ることを目的に、合宿の里士別推進協議会の事業として始まり、5月から9月までが平日の午後4時から午後7時までの3時間、10月は午後4時から午後6時までの2時間、また、土曜日も月1回開放しております。利用者は使用したい時間帯にゴルフ場窓口にて受付を行い、当日指定される通常のゴルフコースのイン9コース、アウト9コース、約3キロのどちらかを自由にウォーキング、もしくはランニングができる状況となっております。ゴルフコースならではの美しい景観を楽しみながら無料でトレーニングできる事業となっておりますのでございます。

実績としましては、過去3カ年の実績となりますけれども、平成25年度は133日間の開放で、合宿者数が186人、市民が233人、計419人、平成26年度は132日間の開放で、合宿者が90人、市民が357人、計447人、平成27年度は133日の開放で、合宿者が62人、市民が245人、計307人の利用となっております。

合宿で利用している主なチームとしましては、大塚製薬、トヨタ自動車、京セラ、順天堂大学、七十七銀行、日本実業団連合などの陸上競技や日本トライアスロン連合などで利用されている状況でございます。

また、市民利用としましては、個人を中心に利用されておりますけれども、団体では翔雲高校陸上部、士別市体育協会、自治会の活動などで活用されております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 今お答えありましたけれども、この開放事業の関係で言いますと、ここずっと、24年度は627人とか、あるいは25年度は419人、あるいは26年度は447人となっておりますけれども、27年度は307人、前年から見ても140名ほどの減になっているんだけれども、これらについてはどんな理由なのか、どう総括されているのか、この際お聞かせをいただきたいと思っております。

○委員長（十河剛志君） 坂本主幹。

○スポーツ課主幹（坂本英樹君） お答えいたします。

合宿団体利用者の減少の要因ということだと思われましても、まず、近年の陸上競技の各チームが求める練習環境、方法はさまざまなものとなっている状況であります。例えば男子におきましては、足を痛めない芝の練習場よりも強い刺激を求める林道などで体幹を鍛えるチームもあります。そのような要望もありまして、本市としましても一昨年、士別学田林道コースを設置してきた背景もございまして、このようなことで、不整地のコースを好むチームもありますし、徹底したロード練習をしたいとするチームもございまして、もちろん、中には芝を活用するチームもございまして、繰り返しになりますけれども、多種多様な練習環境を望むチームが多くなってきているということで、ゴルフ場の利用者減少が伴っているのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） そうすると、今の答弁では、これからもゴルフ場の利用が増えるような見込みはないというような答弁かと思うんだけど、それに対する道路が使われたりするから減るのは当然だというような形でいくのかどうか。そして、これに対する補助金も実績としては毎年同じ額を出しているんだけど、そういう利用人数が減ったとしても、ゴルフ場です、これはそのまま続けていかれるのか、その点どんな努力をして、どんな方向に進んでいこうとおられるのかお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 加納合宿の里推進室長。

○合宿の里推進室長（加納 修君） お答えをいたします。

利用者の増加対策でございます。ゴルフ場の練習、まだまだ全国的に非常に珍しいということでありまして、一般開放、土別ならではのトレーニング環境ということで、各実業団、大学陸上部に再度積極的にPRをしていこうと思っております。

また、常連のチームですけれども、夏合宿前に、既に練習計画をつくりますことから、事前に、今年についてはゴルフ場の案内をしっかりと回しまして、練習の中にしっかりと組み入れてもらうように再度案内をしていきたいというふうに思っております。

もう1点ですが、陸上競技以外の競技についてでございます。特に、持久力の養成が必要な競技、あるいは今年からゴルフ場を雪印が利用していただいております、朝日のスキージャンプ、夏季ジャンプ、あるいは夏季のトレーニングに変化を求めている団体なんかにも積極的にPRをしていこうというふうに思っております。

もう1点は、市民の利用であります。健康づくりを目的に、気軽にウォーキングが利用できることを積極的にPRしていきたいというふうに思っております。ゴルフ場、子供から大人まで、誰もが利用できる市民ウォーキング、ジョギングコースというふうに認識をされるように、しっかりと定着をさせていきたいというふうに思っております。

また、もう1点、本年、北海道中学校駅伝で優勝をいたしました土別中学校陸上競技部でございます。本年2年生が中心のチームでありまして、来年は連覇をしたい、あるいは全国の上位を狙いたいということで、来シーズン、ゴルフ場をしっかりと使いますということを言ってくれました。そんなことで、陸上部、それから中高の運動部にも学校に対して積極的にPRをしていきたいというふうに思っております。

来年度以降、ゴルフ場ともぜひ連携、あるいは協力も得ながら、スポーツ選手のトレーニング拠点、あるいは市民が気楽にできる健康づくりの場として、継続的にこの事業を実施してまいりたいというふうに思っております。補助金の額も同程度というふうに思っております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） ありきたりの努力をするという答弁だけれども、やっぱり先ほど申し上げたけれども、前年比でも140名も減っているとか、それから団体も90団体から62団体に減少し

ているとか、ここずっと減り続けて先細りになっていくんでないかと先ほども申し上げましたけれども、その点は、28年度は必ず実績を上げると、そういう決意で臨んでいたたけるのか、もっとやっぱり大学や、あるいは社会人のところに出かけていきながら、土別のいわばいい環境、この中で練習も積んでいただくとか、ぜひ空気のいい土別にも来ていただくというPR活動も、より一層力を入れるべきだと思いますけれども、再度、この点決意を述べていただきたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 加納合宿の里推進室長。

○合宿の里推進室長（加納 修君） 今言われましたように、平成28年度におきましては、春先から、あるいは今後も合宿のPR活動、今年度もする予定がいっぱいございます。そこでしっかりPRをさせていただいて、春先あるいは来てからもしっかりとしたPRをして、29年度は復活させるように頑張っていきたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（十河剛志君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） そうすると、大体あれですか、27年度は307人でございますけれども、28年度は今までの実績ではどの程度いっているんでしょうか。増加しているんでしょうか。

○委員長（十河剛志君） 加納合宿の里推進室長。

○合宿の里推進室長（加納 修君） 28年度の数字でございます。既に合宿が終わってしまして、今年度は428人ということで報告をいただいております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 第2項徴税費については、通告がありませんでしたので、次に移ります。

第3項戸籍住民基本台帳費について御発言ございませんか。谷 守委員。

○委員（谷 守君） それでは、私のほうから、戸籍住民基本台帳費について質問させていただきます。

まず、市民サービスに関係して、住民票や印鑑証明、これは本庁以外、本庁以外といいますか、図書館でも交付できると思うんですけども、まず、この利用状況の実態についてお聞きしたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 御代田主査。

○市民課主査（御代田知香君） お答えいたします。

平成27年度図書館における交付件数につきましては、住民票が560件、印鑑証明書が491件となっております。また、市全体における交付件数につきましては、住民票が9,582件で、図書館は全体の約6%、印鑑証明書が5,903件で、図書館は全体の約8%となっております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 谷委員。

○委員（谷 守君） はい、わかりました。ありがとうございます。

以外に思ったよりあるんでないかなというふうに思います。

それで、これも以前に私一般質問で質問した件、市税、市公金のコンビニ納付ということに

については、前回質問したときにはなかなか導入費用なども厳しくて導入には厳しいという御答弁をいただいたんですけれども、この住民票のコンビニ交付ですけれども、これについては、全国的に拡大しているようには見受けられますけれども、本市についてはどのように考えられているのか。また、各市の実態を見ると、導入費用もわかれば、この際教えていただきたいと思えます。

○委員長（十河剛志君） 御代田主査。

○市民課主査（御代田知香君） お答えいたします。

住民票のコンビニ交付を導入している自治体につきましては、平成28年10月現在で、全国で273市区町村、北海道では音更町と江別市の2カ所となっております。

次に、導入によるメリットであります。窓口での待ち時間が解消されること。住んでいる市町村にかかわらず、全国のコンビニで交付を受けることができること。年末年始を除く朝6時30分から夜23時まで交付が可能となることなどが上げられます。

次に、導入費用といたしましては、住民票と印鑑証明書を交付の対象とする場合、これまでに導入している標準的な自治体の実績平均からいたしますと、既存システムの改修費、証明書発行サーバーの構築費、証明書受付センターへの接続費など、合わせまして約3,000万円程度が見込まれます。また、ランニングコストにつきましては、道内の導入自治体を参考に試算いたしますと、地方公共団体情報システム機構への運営負担金、コンビニ事業者への委託手数料など、合わせまして年間で約400万から500万円程度が見込まれます。なお、整備に対する国の財政措置といたしまして、事業にかかった経費の2分の1で、5,000万円を上限に平成30年度まで特別交付税措置がされます。当初3年間の運営費につきましても、特別交付税の対象とされています。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 法邑市民部長。

○市民部長（法邑和浩君） コンビニエンスストアでの住民票の写しにつきまして、現状ですとか利便性については、ただいまお答えしたとおりであります。それで、全国の市町村におきましては、ほぼ、15%ほど、だんだん拡大の動きにはありますけれども、15%ほどの導入ということになっておりますし、また、道内においても、2つの市と町ということでありまして、広く現段階では普及しているというような状況にはなっていないところであります。一部、特別交付税において財政措置というものもありますけれども、費用等、相当額に上るということもございますので、現時点におきまして、士別市において導入については難しいものというふうと考えているところであります。

ただ、国、総務省でありますけれども、総務省のほうでマイナンバーカードを活用して、その住民票の写しをコンビニエンスストアで交付するといったようなことにつきまして、これら積極的に行うように、これは文書で要請もしているところでありまして、そういったことをもって、マイナンバーカードの普及の促進を目指しているところでもあります。

それと、更に今後も費用負担の低減、これらについても検討しているということでもありますので、本市においては、当面はこうした国の動向等を把握する中で、また、近隣の市町村とも情報交換を行ってまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 谷委員。

○委員（谷 守君） はい、わかりました。

とりあえず、コンビニ交付と市税の納付ということで、できるだけ他市、他自治体に置いていかれないような形でお願いしたいと思います。これは市民サービスの向上という見地から、ぜひお願いしたいなと思います。

それで、次に、個人番号カード交付事業費の執行残が139万7,000円ほど、140万ほどあるんですけども、これは実際予算では何枚の交付を見込んで、実際の交付はどうだったのかお答えいただきたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 御代田主査。

○市民課主査（御代田知香君） お答えいたします。

マイナンバーカードの交付見込み数であります。国では平成27年度におけるマイナンバーカードの作成枚数を1,000万枚と想定して、カード作成等に係る費用を算出しております。1,000万枚を人口比で案分いたしますと、士別市における作成、交付予定枚数は当初約1,600枚と見込んでいたところですが、平成27年度末における士別市の交付件数であります。745枚となっており、予定枚数の2分の1程度となっております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 谷委員。

○委員（谷 守君） はい、わかりました。ありがとうございます。

それで、この交付状況、最近の報道では、道内では交付率8.5%というふうに載ったかと思うんですけども、今、士別の現状がありましたけれども、これについて、今後の見込み、745枚、2分の1程度で推移しているということですが、これをどういうふうに今後見込んでいくのか。また、国の状況と、このマイナンバー制度、始まりの時点では一般質問やなんかでもかなり集中して質問があったと思うんですけども、現状で今後の動き、国の考えと動向、どうなっているのか、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 御代田主査。

○市民課主査（御代田知香君） お答えいたします。

交付率については、公表されている数字がないため、平成27年度末のマイナンバーカードの申請率について回答させていただきます。

平成27年度末の全国での申請率は7.93%、全道での申請率は7.47%、士別市の申請件数は1,418件、申請率は7.01%となっております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 佐藤課長。

○市民課長（佐藤義弘君） 私から、マイナンバーカードの今後の見込みについてお答えさせていただきます。

マイナンバー制度は、当初社会保障・税・災害対策の3分野の利用で始まっております。その後、利用を拡大する法改正が行われまして、健診情報などの医療分野や預金口座などにも今後利用が拡大される予定になっております。また、来年7月からは地方公共団体間の情報連携が予定されておりまして、加えて、行政機関が持っている自分の個人情報や情報のやりとり記録の確認ができたり、行政からのお知らせを受け取ることができるマイナポータルの利用開始が同じく7月から予定されているところです。

現在は、こうした本格的に運用がされておらず、身分証明書やイータックスによる電子申請、確定申告の利用にとどまっていることから、利用者にとっては大きな利便性が感じられないため、マイナンバーカードの申請は低調な状況になっているところです。国では今後保険証としての利用やキャッシュカード、クレジットカードとしての機能を新たに加えることを検討しているほか、民間事業者にICチップを開放しまして、地方公共団体による独自利用とあわせて、幅広いサービスを提供して利便性の向上と普及拡大を目指しているところでありますので、こうしたことが実現した際には、カードの普及も進むものと考えているところです。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 第4項選挙費から第6項監査委員費までは、通告がありませんでしたので、次に移ります。

第3款民生費の質疑に入ります。

第1項社会福祉費について御発言ございませんか。喜多武彦委員。

○委員（喜多武彦君） それでは、私からは、民生費、社会福祉費、交通安全対策推進事業費について伺いたいと思います。

成果報告書の22ページになります。中ほどにあります。ベビー・チャイルドシート貸与事業について伺いたいと思います。

まず、この事業の目的及び対象者についてお聞かせください。

○委員長（十河剛志君） 佐野主査。

○環境生活課主査（佐野貴敬君） お答えいたします。

本事業につきましては、子育て支援事業として、幼児の交通事故防止と負担軽減を目的とし実施しており、対象者につきましては、シートを所有していない方や士別市に帰省された際、一時的に使用される方などを対象としております。なお、貸し出し期間につきましては、ベビーシートが誕生日から1年間、チャイルドシートにつきましては、貸与決定日から10日間となっております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） それでは、次聞きます。現在の貸し出しの状況、実績等をお知らせいただきたいのと、それから市の保有台数はどのぐらいあるのか、これをお聞かせください。

○委員長（十河剛志君） 佐野主査。

○環境生活課主査（佐野貴敬君） お答えいたします。

貸し出しの状況につきましては、過去3年間の貸し出し実績を延べにしまして、平成25年度がベビーシート40台、チャイルドシート32台、計72台。平成26年度がベビーシート43台、チャイルドシート33台、計76台、平成27年度がベビーシート57台、チャイルドシート66台、計123台となっております。市の保有台数につきましては、本事業に当たり、平成11年度にベビーシート60台を、平成12年度にベビーシート68台とチャイルドシート20台を、平成20年度には地域活性化緊急安心実現総合対策交付金を活用して、ベビーシート100台を購入するなどし、現在はベビーシート87台、チャイルドシート14台、計101台を所有しております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） それでは、中身なんですけれども、貸し出しの実績伺いました。先ほど目的と対象者の中で、帰省する方というお話があったんですけれども、本市に住まわれる方と帰省してきている方の比率、利用の比率と、それから保有台数は当初購入したときから減っているわけなんですけれども、その減った原因というか、当然新しくなってきたというのものもあるんですけれども、その対処といたしますか、どういうふうに処分したかというのをお知らせください。

○委員長（十河剛志君） 佐野主査。

○環境生活課主査（佐野貴敬君） お答えいたします。

比率につきましては、市のほうで細かい押さえのほうはしておりません。チャイルドシートとベビーシートの処分につきましては、経年劣化等による、耐用年数がありますので、その中で故障等によりまして、老朽、損耗等によりまして廃棄処分している経過がございます。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） はい、ありがとうございます。

帰省の方もそうですけれども、本市において、実は借用に関してなんですけれども、これは道路交通規制法上義務づけられているわけなんですけれども、恐らく義務づけられてはいても、借用をしていない方もいらっしゃると思うんですよね。現実には、ちょっと見ることもあるんですけれども、そのことに関する啓発等については、どういうふうなことを実施しているのかお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 佐野主査。

○環境生活課主査（佐野貴敬君） お答えいたします。

着用の啓発等につきましては、市のほうといたしましては、平成25年度から夏の交通安全運

動期間中に士別市交通安全母の会主催によります啓発を実施しております。本年は7月に2回、士別市子育て支援センターゆらと図書館読み聞かせつどいの広場きらにおいて、延べ14組の親子に対し、チャイルドシートの正しい着用啓発と題しまして、正しい使用の呼びかけと啓発チラシ、夜行反射材等を配布して実施しております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 啓発等については、今お聞かせいただいたんですけども、現状の中で、私ちょっと先ほど言ったんですけども、着用をしていないという例が多々といいますか、多少見受けられることがあるんですけども、その部分に対して、これからどういうふうに啓発をしていくかというのが課題だとは思うんですけども、もし対策があるのであればお知らせいただきたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 千葉次長。

○市民部次長（千葉靖紀君） チャイルドシートの着用に関しまして、これは保有という部分ではほとんどの皆さんがやはりこれ、交通法規上、義務がありますので保有されているものというふうには考えております。

また、これと同じような制度としては、シートベルトの着用というものがございます。シートベルトの着用につきましては、年間数度、全道的に調査等を行っております、その中でも高い使用率と、着用率というような形が行われております。

ただ、このチャイルドシートにつきましては、外から見てしている、していないという部分がはっきりわからないというのもございますので、各期、4期にわたる交通安全啓発の中で、着用につきましては啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 今ほどお聞かせいただいたところもしかしたらかぶるかもしれないんですけども、当然今の話の中では、今後の取り組みということも含まさってあるとは思うんですけども、再度、今後の取り組み、あるいは考え方、事業の継続をどうしていくかということだけ、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 大留参事。

○環境生活課参事（大留義幸君） お答えいたします。

今後の事業継続についてでございますが、現在までに市が保有しているベビーシート、チャイルドシートのうち、先ほどお話ししたましたが、破損や磨耗で著しく製品の安全性が確保できないものにつきましては随時処分を行っておりますが、今後も使用できる部品を流用するなどして有効活用を図りながら、在庫の範囲内で事業を継続してまいりたいと考えております。また、補充や新規購入につきましては、製品の安全基準や規格の見直しが随時行われておりますことから、今後、その分検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） ほかに御発言ございませんか。喜多委員。

○委員（喜多武彦君） それでは、続いての質問に行きますので、よろしいでしょうか。

続きまして、民生費、社会福祉費、生活困窮者自立支援費について伺いたいと思います。

ページが27ページになります。こちら新規事業というふうになっているんですけども、こちらについて伺いますが、まずはこの事業の中での相談件数と相談内容について伺いたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 福祉課、大懸主査。

○福祉課主査（大懸保司君） お答えいたします。

平成27年度の相談受付の実績は、実件数で23件となっています。相談の内容については、高齢や傷病に伴う収入減少からの生活不安や引きこもりにかかわる相談、家計のやりくりにかかわる相談など多岐にわたっており、相談時の助言により解決する場合がありますが、複合的な課題を抱えている場合が多くなっています。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） こういうものに関しては非常にデリケートな問題になってくると思うんで、具体的な内容というのは出せないと思うんですけども、ある意味、大ざっぱにこういう内容という分け方というのは、例えば本市だけでなく、よその自治体でもこういう相談というのはあると思うんですけども、分け方としては、押さえている中で何かありますか。こういう中身の細かい内容でなくて、雑駁に分けている内容があればお知らせいただきたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 川原課長。

○福祉課長（川原広幸君） お答えいたします。

全国的な調査等で具体的な分け方等はございませんが、本市において主立った相談としては、就労に伴う相談、家計のやりくりに伴う相談、あとは引きこもり、その他個別具体的なことになってしまうので、そういった形で分けをしております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） それでは、相談件数、相談内容を受けたことによって、では、解決に向けた対策としてはどのようなことをとったのかお知らせください。

○委員長（十河剛志君） 川原課長。

○福祉課長（川原広幸君） お答えいたします。

生活困窮の相談支援につきましては、相談内容をよく聞き、本人の状況に応じてさまざまな社会資源を活用しながら、本人が抱えている課題を解決し、自立に向けた支援を行っているところです。相談者は直接相談に来る場合もありますが、ほかの関係機関から紹介されることも

多く、関係機関の相談員とともに解決策の検討を行ったり、就労に結びつける場合には、ハローワークと連携して就労支援を行っており、市の関係機関、その他関係機関と連携を図りながら支援をしているところです。また、庁内の各部署と社会福祉協議会で組織されている生活困窮者支援調整会議を開催し、解決に向けた協議をする中、支援を行っております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 今の向けた対策の中では、例えば就労に関しては、ハローワークだとかというキーワードが出てきたわけですが、ほかの問題の中で、例えば道や国、その他の関係機関との連携状況というのはあるのでしょうか。就労に関しては、関係機関で今ハローワークというのは出てきましたけれども、その他の相談の中でよその関係機関と連携するという状況はあったのでしょうか、お知らせください。

○委員長（十河剛志君） 川原課長。

○福祉課長（川原広幸君） 先ほども申し上げましたとおり、就労支援につきましては、ハローワークを基本として支援を行っておりますが、障害が疑われる場合などは障害者の相談支援機関との連携を図る必要があるために、相談支援員が自立支援協議会の相談支援部会定例会議に参加させてもらっております。また、北海道社会福祉協議会が行っている生活困窮エリア別連携会議への参加や道が行っている上川圏域生活困窮者自立支援事業推進会議、国で行う専門員研修への参加を通して、各自治体で実施している相談支援機関と連携を図っているところです。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） はい、わかりました。

それで、相談支援委員が現在1人ですけれども、件数からいって、例えば今お聞きした23件というものが多いか少ないかは別として、1人で受けて、そこからいろいろなところに振っていったりするわけですが、相談員が1人だけで対応できるものなのか。窓口としては確かに1人でいいのかもしれないですが、今後いろいろなことを考えたときに、2人体制でやったほうがいいのかとかいう、そういう考え方はどうでしょうか。1人でいいのかどうかということをお知らせいただきたいと思っておりますけれども。

○委員長（十河剛志君） 川原課長。

○福祉課長（川原広幸君） 事業開始時点で国が実施していたモデル事業を参考に試算したところ、士別市の予定の相談者が月に1から2件と想定をして、1名の相談員を配置し事業を開始しました。実際の相談件数は、昨年度は23件というところなので、月に約2件というところで、事業開始時点で想定していた人数と同じ数でありまして、相談支援を行う中では専任の相談員が1名で問題ないというふうに考えております。また、相談員は福祉課に配置しておりますので、生活保護のケースワーカーや査察指導員、こういった方々と協力しながら業務を行っております。更に、相談内容によっては、関係機関の相談員、こういった方々と相談支援を行っている

ことから、現在のところは現状の体制が適正と考えているところです。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） まだ、新規事業なんで、このことに対してだけで窓口に行って相談するというのはなかなか、まだまだないのかなというふうな、私だけの認識かもしれないんですけども、恐らくよその課へ行ったときに、実はこういう窓口がありますよという相談というか、紹介を受けながら行く例がこの先出てくるとは思うんですね。その部分において、今の相談員が1人でいいのか、悪いのかということは、さっきの人数で言えば大丈夫だということだったんですけども、恐らく窓口として、1人は1人でいいんですけども、その1人体制の中でもやっぱり予備軍として1人、2人置いておかないとならないような気がするんですが、その辺どうでしょうか。

○委員長（十河剛志君） 川原課長。

○福祉課長（川原広幸君） 先ほどもお答えしましたとおり、相談員の配置が福祉課にいるということで、相談員1人で解決するという形は考えておりません。今現在もそうなんですけれども、福祉課にいる生活保護のケースワーカー、それから査察指導員とともに、検討しながら相談対応に当たっておりますので、今の現状ではそういう体制をとっていくという形で考えております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 言っていることは十分理解できるんですけども、恐らく来られた方が対応というか、対処法としてはやはり1人でなくて、2人、3人というのが一番いいかなと思うんですね。何よりも相談に来る方というのは、そこで、ワンストップで終わらせていただきたいということがあると思うんで、ぜひ課の中で、窓口は1人でよろしいんですけども、すぐ対応できるように、こういうケースはこうだよとすぐ回せるようなことをやれるような体制をとっていただければなというふうに思います。

それから、最後に、踏まえて、今後の事業の取り組みについて、あるいは考え方について最後お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 川原課長。

○福祉課長（川原広幸君） お答えいたします。

まず、相談につながるものが第一となりますので、広報等による市民周知に努めているところなんですけれども、相談に至る経過としましては、やはり関係機関からの紹介も多いことから、各関係機関と連携を密にして相談につながりやすい体制を図っていくことが重要と考えているところです。相談者は複雑な問題、課題を抱えるケースも多く、解決に至るまでにはさまざまな機関との連携が不可欠であります。今後もこれまで同様にあらゆる関係機関と連携を図りながら、場合によっては新たな支援制度の導入も視野に入れ、相談支援事業に当たってまいりた

いと考えます。

以上です。

○委員長（十河剛志君） ほかに御発言ございませんか。谷 守委員。

○委員（谷 守君） それでは、私のほうから、また再度、医療給付制度の周知方法等についてということで何点かお聞きしていきたいと思います。

まず、この医療の給付制度について、非常に複雑でなかなか難しいと思っているところなんですけれども、士別市のホームページの中に、まちづくりふれあいトークというものがあるんですけれども、その中で医療給付のいろいろですとか、そういった形でふれあいトーク、このメニューにあるわけなんですけれども、実際、このメニューについて直近で実績があるのかどうか、まずはお聞きしたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 市民課、伊藤主査。

○市民課主査（伊藤昌彦君） お答えいたします。

ふれあいトークの実績についてですけれども、過去3年間、この実績についてはございません。しかし、団体から研修に係る講師の派遣依頼というものがございまして、過去には身体障害者福祉協会や納税推進委員、民生委員、そして市民後見人の研修会において職員を派遣しているところでございます。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 谷委員。

○委員（谷 守君） はい、ありがとうございました。

実績がないということですので、近々自分の取り巻きの中で、ぜひこれ開催していただきたいなと思うところなんですけれども、さて、そういった形で、先ほども言いましたように、医療給付に関する制度というのは非常に複雑で、特に高齢者となれば理解するのもなかなか難しいものだと思います。そういった中で、少しでも理解度が進むような取り組みが必要と考えますけれども、この制度の周知の方法、どういうふうにしているのか、どういう工夫をされているのか、わかればお答えいただきたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 伊藤主査。

○市民課主査（伊藤昌彦君） お答えいたします。

重度心身障害者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、乳幼児等医療費助成の各制度におきまして、本庁舎を初め総合支所、3出張所においてチラシの配架とポスターの掲示をしているほか、医療費の相談などあった場合には、他部署と連携をとりながら制度の説明をしているところでございます。工夫をしている点といたしましては、受給者証を発送する際に、同時に市の広報にその情報を掲載しております。また、市から通知などを発送する際には、あわせて対象となる制度のパンフレットなどを同封しているところでございます。このほかに、市内医療機関の待合室におきましては、制度の概略を記載したポスターの掲示をいただき、広く制度の周知をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（十河剛志君） 谷委員。

○委員（谷 守君） はい、ありがとうございます。

今回の質問は、数字が云々ということではないんですけれども、主題は周知方法ということで取り上げているわけなんですけれども、例えば高額療養費で支給対象となる場合、本人が気づかない場合もいろいろあると思いますけれども、そういった場合、通知があるのかどうなのか、これもホームページで探しましたがけれども、本市では人に優しいまちの実現に向けて、ハンディキャップのある市民への行政サービスの向上を図るため、高齢者や障害者のうち、本人及びその家族が市役所に出向くことが困難な人に対し、職員が各種証明書を宅配する、いわゆる宅配行政サービスというのがあるかと思うんですけれども、こうした窓口に来られなくても、給付の手続きができる等のサービス、そういったものは考えられているのかどうかお答えいただきたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 伊藤主査。

○市民課主査（伊藤昌彦君） まず、高額療養費などの申請についてでございます。医療機関受診後に、審査支払機関の確認作業と市による対象者の抽出処理、こちらを行いますと、大体3カ月ほどかかるんですけれども、その後、対象となる方に案内を送付しているところでございます。

また、民生費とはずれますけれども、国民健康保険、それから後期高齢者医療制度におきましても高額療養費という制度ございます。こちらについても同様の対応をしているところでございます。

また、窓口に来られない方についての対応の部分にお答えいたします。

こちらは、原則来庁をお願いしているところでございますけれども、対象となる方、また、その御家族の方が来庁できない場合、職員が出向いて対応をしているところでございます。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 佐藤課長。

○市民課長（佐藤義弘君） 私から、宅配行政サービスのほうで取り扱いできないかというようなことがございましたので、その点についてお答えさせていただきます。

宅配行政サービスにつきましては、原則住民票や戸籍、印鑑証明書等の諸証明の宅配、それと訪問した際の市への提出物の預かり、これに限定をさせていただいております。それで、各種申請等において窓口に来ることができない場合につきましては、先ほどもお答えしたとおり、これまでも各担当において職員が出向いて対応しているというような状況になりますので、宅配行政サービスの拡大という形ではなくて、これまでどおり、各担当の通常業務の中で柔軟に対応して、市民サービスの向上に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） ほかに御発言ございませんか。渡辺英次委員。

○委員（渡辺英次君） それでは、私のほうから、老人福祉費の中から2つ、それと、通告では生活困窮者の自立支援費ということで通告いたしました、さきに喜多委員のほうから質問されて、全て重複しておりますので、この質問に関しては割愛させていただきたいと思います。

それで、老人福祉費の中で、敬老バス乗車証交付事業、それと除雪サービス事業について、この2点を質問させていただきたいんですが、最終的に、この2事業で比較したい部分もありますので、その辺も含めてお願いしたいと思います。

それで、質問上、わかりやすくしたいと思いますので、まず、一つ一つの事業ごとに質問をさせていただきたいと思います。

まず、敬老バスの乗車証交付事業についてですけれども、改めて、この事業のまず概要を御説明願いたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 介護保険課、滝上主幹。

○介護保険課主幹（滝上聡典君） お答えいたします。

まず、この敬老バスの乗車証交付事業なんですけれども、この事業は高齢者の外出支援を目的としておりまして、74歳以上の方を対象に、市内バスを無料で利用できる制度でありまして、敬老バス乗車証と乗車整理券を交付すると、こういった事業であります。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） はい、ありがとうございます。

それでは、まず、ここ数年の市民のニーズの動向を知りたいので、25年から27年の3カ年、これまで74歳以上ということでしたが、その交付対象者の数、そして実際に交付された数、それが出れば当然交付率も出ると思いますので、その辺の推移、3年間お願いしたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 森川主査。

○介護保険課主査（森川拓也君） お答えいたします。

25年度交付対象者数4,302人に対しまして、交付者数2,370人、交付率55.09%、平成26年度4,354人に対しまして、交付者数2,750名、交付率63.16%、平成27年度4,419人に対しまして、交付者数2,803人、交付率は63.43%となっております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） はい、ありがとうございます。

当然と言えば当然になるんですけれども、年々交付対象者数並びに交付数が増えているといったことがうかがえるかと思います。

それでは、次に、予算と決算の関係、額ですけれども、実際の委託料という形になろうかと思いますが、これも過去3年間ということで、25年から27年の3年間の実績をお願いいたします。

○委員長（十河剛志君） 森川主査。

○介護保険課主査（森川拓也君） お答えいたします。

平成25年度予算額3,114万1,000円に対しまして、決算額2,826万9,000円、平成26年度2,987万6,000円に対しまして、決算額2,782万6,000円、平成27年度予算額2,878万5,000円に対しまして、決算額2,774万6,000円となっております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ということは、交付されている枚数は増えているということになると思うんですけども、実際には乗られている数は年々減ってきている。過去3年なので、その前がちょっと動向どういうふうになっているのかはわかりませんが、この3年間はそうなっているということがうかがわれると思います。

それで、対象者数が年々増加しておりますが、この後、また更に当然増えることが想定されると思いますけれども、その辺の人数の把握をされていれば、数字をお知らせください。

○委員長（十河剛志君） 滝上主幹。

○介護保険課主幹（滝上聡典君） 今後5年間の交付対象者数なんですけれども、第6期の介護保険事業計画、これは27年度から29年度までの事業計画なんですけど、75歳以上の高齢者に関しては、平成29年度では4,129人。これをピークとして、32年度では4,105人という形で推計をしております。これは75歳以上の高齢者ということなんですけれども、74歳の高齢者も含めると、今後5年間の交付対象者の推計値としましては、おおむね4,400人前後で推移するものというふうに考えております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） はい、わかりました。

そうすると、極端な増加の予定はしていないという形になるのかなと思います。

それで、今後、例えば敬老バス、この3年間は決算額を見る限りは若干ですけども減ってきている傾向ありますが、この後、例えば利用される方の増加の見込みとか、その辺のお考えは、どのようにお考えでしょうか。

○委員長（十河剛志君） 滝上主幹。

○介護保険課主幹（滝上聡典君） その利用者が増加するという部分は、やはりこの事業を使うに当たっては、例えば74歳に到達しましても、車があるとか、あと特段バスの利用をしなくても十分だという方もいらっしゃると思いますので、その推移については、一概に今どれぐらい上がるという部分に関しては、ちょっと推計はできない部分あります。

○委員長（十河剛志君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） はい、わかりました。ありがとうございます。

それでは、とりあえず、敬老バスの今の実績という形で御答弁いただきまして、実績を把握しました。

それで、比較したいと思いますので、次に、除雪サービス事業のほうに、まず実績の数字をお知らせしていただきたいと思いますので、まず、この事業の概要の御説明をお願いいたします。

○委員長（十河剛志君） 滝上主幹。

○介護保険課主幹（滝上聡典君） まず、除雪サービスの事業の概要についてお答えいたします。

この事業に関しては、除雪が困難な方の避難通路の確保策という部分がありまして、屋根や通路、あと軒下の除雪をするサービスであります。この除雪サービスの対象者としましては、65歳以上の高齢者、または3級以上の身体障害者手帳を有している世帯、心身障害者、または疾病等の事由が認められない世帯、この3つの世帯の方がこのサービスを使えると。

それで、当初は、この除雪サービスなんですけれども、世帯収入が生活保護基準額の1.2倍である157万5,000円を超えない世帯というのを、この除雪サービスの対象で無料という形で実施しておりましたが、平成23年度から基準額を5つの区分に拡大しまして、世帯収入が生活保護基準額の約2倍であります262万7,000円以下の世帯まで毎月一定の利用料で除雪サービスを受けられるというふうに制度の拡大を図ってきた経過があります。

それで、現在、その利用料の部分なんですけれども、通路の除雪、これに関しては生活保護基準額の1.2倍である157万5,000円以下の世帯は無料であります。

それから、生活保護基準額の1.2倍から1.4倍に当たる157万5,000円から183万8,000円の世帯、これらの世帯については月額750円、次に、1.4倍から1.6倍以下に当たる183万8,000円から210万1,000円、これらの世帯については月額1,500円です。更に、1.6倍から1.8倍以下に当たる210万1,000円から236万4,000円、これらの世帯については、月額2,500円、生活保護基準額の1.8倍から2倍以下に当たる236万4,000円から262万7,000円の世帯については、月額3,250円でこの除雪サービスが利用できると。更に、屋根と軒下の関連に関しては、157万5,000円以下の世帯、これらについては無料であります。それから、157万5,000円から262万7,000円以下の世帯、これらについては30分400円でこの屋根と軒下の除雪サービスが受けられると。更に、障害者手帳、これらを有している世帯については、今申し上げました基準額に、更に30万を上乗せした額で利用料が決まると、こういった制度になっております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ありがとうございます。

それでは、実際、この除雪サービス事業について、どの程度利用されているのかを確認したので、これも過去3年間ということで、25年度から27年度で数字をお知らせください。

○委員長（十河剛志君） 森川主査。

○介護保険課主査（森川拓也君） お答えいたします。

利用状況ですが、平成25年は高齢者235人、障害者9人、合計244人、平成26年度高齢者271人、障害者12人、合計283人、平成27年度高齢者213人、障害者10人、合計223人です。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） はい、ありがとうございます。

ただいまいただいた数字は、3年間でほぼ高齢者で言うと200台、200から300台ということで、障害をお持ちの方が10名前後ということになるろうかと思えます。この数字は、多いのか少ないかは別としまして、基本的に市でやっているサービスの事業ですよ。それで、今回に關しましては、利用に関して条件があると、先ほどのバスと違ひまして、これに関しては条件があるということで、それは世帯収入ですよ。それで、今、無料でやるのは生活保護基準の1.2倍まで、そして2倍までは有料で市で受け付けますという事業をやっています。当然、世帯収入が2倍を超えると、この事業は現状では受けられないということになるろうかと思うんですけども、実際に市でやっている事業があるということは、市民からの問い合わせも役所のほうに来ると思えます。

そういったときに、私もちょっとホームページ等含めて見ましたが、とにかく、この基準内に関しては恐らく受付するんでしょうけれども、それ以外の方に関しては、どこで除雪を頼んだらいいのかわからないというお話も何件か聞いております。そういった部分も含めて、市民に対しての対応といたしますか、例えば、児童福祉であれば、市の保育所を受けられないのであれば、認可外保育所とか幼稚園含めて案内出していますよね。そういった形で、市で除雪を請け負ってやってくれるところと連携をとって、そういった場合は、こちらで受付できますということまで周知するべきではないかと思うんですけども、その辺のお考えをお知らせください。

○委員長（十河剛志君） 滝上主幹。

○介護保険課主幹（滝上聡典君） まず、市民への周知方法等についてなんですけれども、まず、このサービス全般の周知につきまして委員からもお話がありましたように、ホームページ周知しております。更に、広報紙によりましては、11月、12月、1月、ちょうど雪が降り始めた時期の広報紙によっても、周知という形では、市民周知を図っております。更に、高齢者実態調査という部分を毎年行っているんですけども、そのときに、暮らしに役立つ相談いろいろという高齢者向けのチラシを渡しておりますので、そちらの中でも除雪サービスについては記載してあります。

あと、例えばこのサービスの対象にならない方、介護保険課のほうにもいろいろ問い合わせがあります。これらの方に関しましては、25年度から、一応市内で除雪の実施が可能な事業所の一覧表を作成しまして、そこで窓口のほうで除雪サービスの事業者どういふところあるんですかと聞かれた場合に関しては、その一覧表を渡しながらか説明しているという経過があります。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） それで、実際に、この除雪サービス事業に関しましては、今お話しいたし

ましたとおり、上限が決まっているということで、それで、上限が決まっている状態で大体200人台の利用があるということですが、これは、例えば262万7,000円以下が上限ですので、例えば年収が280万円の方は使えない、当然、この基準でいけば使えないんですけども、例えば、そのぐらいの年収の方で、除雪サービスを求めている方がどのぐらいいらっしゃるのかということもあると思うんですよね。

そういった意味も含めて、まず1点、要件の緩和という部分の考え方、今後の緩和という部分と、それと、先ほどの敬老バスの乗車証交付事業のほうと絡むんですけども、こちらに関しましては74歳からということで、年齢に達すれば無料だよということなんですけれども、一方で、利用料をいただいているわけですよ、収入に応じて。バスに関しては、そういう利用料に関しては世帯収入は関係ないということなんですけれども、この辺の違いですね、同じ高齢者福祉という観点から見たときに、現状では今、市のほうではどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（十河剛志君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君） まず、敬老バスについてでありますけれども、このバスは平成3年から実施しているということで、今25年たったサービスということであります。委員お話のとおり、今は利用者の方の推移については横ばいという形になっておりますけれども、今後、徐々にこの辺については高齢者の生きがいつくり、健康づくり等々にも外出支援という部分におきましては大事なものだというふうに思いますので、増えてくるんであろうということに思っておりますけれども、これについては、過去にアンケート調査等々を実施した際には一部有料化、それから年齢の引き下げ、そういった御意見もいただいておりますので、今後もこの事業につきましては、持続可能な事業として継続できるように、検討を進めていく、費用の負担のあり方も含めて考えていかなければいけないものだというふうには考えております。

そしてまた、一方で、この除雪サービスでございますけれども、今の生活保護基準の収入要件の緩和という御提言でございますけれども、今答弁申し上げましたように、さまざまな除雪サービス以外の収入要件を有するサービス、例えば高齢者入浴料助成ですとか、福祉灯油ですとか、そういった部分については、生活保護基準の1.2倍ということをしているところ、除雪サービスについては平成23年から2倍ということに取り組んでいるところであります。第6期の高齢者計画の策定時のアンケート等を見ましても、この除雪に対する要望も当然ございますし、また、さらにはそのほかの外出が困難な方の買い物ですとか、通院ですとか、それから、さらにはごみ出しですとか、そういった部分の不安を抱えている方もいらっしゃるというようなこともあるものですから、そういった新たなサービスの構築等も当然これから必要になってこようかというふうに考えているところでございます。

したがいまして、除雪サービスの収入要件の緩和等々についても、敬老バスの費用負担のあり方、それから各種その他の福祉サービス、これらの整合性も含めた中で、今後総合的に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） まだ民生費の質疑が続いておりますが、ここで午後3時10分まで休憩いたします。

（午後 2時55分休憩）

（午後 3時10分再開）

○委員長（十河剛志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

民生費の質疑を続行いたします。

社会福祉費について御発言ございませんか。齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 日常生活自立支援事業の運営助成金というのがございますけれども、この自立支援をしている対象人数はどのぐらいかということと。それから、26年度の決算では91万1,000円だったが、27年の決算においては233万8,000円と増額になりましたけれども、この理由についてもあわせて説明願いたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 介護保険課、滝上主幹。

○介護保険課主幹（滝上聡典君） まず、相談状況というか、この実施状況についてお答えいたします。

まず、1市3町では9件でありまして、契約件数なんですけれども、士別市では5件であります。この事業、相談業務という部分も担っておりまして、相談の実人数で言いますと、1市3町では12人、そのうち士別市では7人です。それで、助成金が増えた要因という部分に関しては、まず、経過の部分から御説明したいと思います。

まず、この助成金なんですけれども、これは基幹社協である士別市社協に対して1市3町が助成金を支払うものでありまして、その助成金の中には国の補助金も含まれております。それで、平成26年度については、この基幹社協である士別市社協に払う助成金と、あと国の補助金の申請等、これらについては1市3町がそれぞれ担っていたという経過があります。

ただ、平成27年度なんですけれども、この事業に関する国の補助制度が、一部改正がありまして、各自治体で支払う国の補助金額、国からもらう補助金額が30万円に満たない市町村に関しては国の補助対象から外れると、そういうような通達もありましたことから、結果としまして、和寒、剣淵、幌加内、これら3町に関しては国の補助金の対象から外れたと、そういう経過がございます。

ただ、その改善策としまして、本市が中心に国や道といろいろ協議して、この3町分、30万円に満たない3町分の国の補助金を一括して申請することで、従来どおり、26年度どおり国の補助が入ってくると、そういうような回答があったため、士別市社協に対する全体のお金を一旦士別市が全額払いまして、結果的に26年度は91万1,000円という助成金額だったんですけれども、3町分を加味した結果、238万円ということになりまして、決算の資料でもありますよ

うに、142万7,000円の増加となった、そういう経過がございます。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 第2項児童福祉費について御発言ございませんか。喜多武彦委員。

○委員（喜多武彦君） それでは、私から、民生費、児童福祉費、児童福祉総務費について伺いたいと思います。

成果報告書の27ページになります。

要保護児童対策事業について伺いたいと思います。

まずは、過去3年間の延べの相談件数についてお聞かせください。

○委員長（十河剛志君） 子育て支援課、青木主幹。

○子育て支援課主幹（青木秀敏君） お答えいたします。

子育て支援課に設置しております家庭児童相談室に寄せられました相談件数につきましては、平成25年度で615件、平成26年度で861件、27年度で866件となっております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 25年度の相談件数は延べ615件とのことでした。25年度と比較して、26年度、27年度がそれぞれ861件、866件と、取り扱い件数は伸びている状況なんですけれども、その要因についてはいかがでしょうか。

○委員長（十河剛志君） 青木主幹。

○子育て支援課主幹（青木秀敏君） お答えいたします。

近年、全国的に虐待、育児放棄など、そういったものが増加してきている状況にあります。こうした問題につきましては、家庭環境を初め、さまざまな要因が関連しておりまして、相談内容が複雑多様化してきている状況にあります。本市におきましても、同様の傾向にありまして、長期化するケース、それから対応が難しい事例が増加している状況にあり、延べ件数が増加していることとなっております。

また、平成26年度から家庭児童相談員の配置を1名から2名に増員しておりまして、個々の相談をより丁寧に対応できるよう体制の強化を図り、支援の充実に努めたことも、その一つの要因であると考えています。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 相談員が2名になったから内容も充実して対応できることができたというような内容として受けとめさせていただきます。

では、27年度の相談件数が延べ866件とある中では、件数ではなくて、じゃ実際の人数としてはどれほどなのか。それから実際に、どのような相談があるのか。また、相談件数を内容別に比較した場合の本市の傾向はどういうふうになっているのか。ちょっとデリケートな部分になると思うんですけれども、できる範囲でお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 青木主幹。

○子育て支援課主幹（青木秀敏君） お答えいたします。

まず、平成27年度の家庭児童相談に係る実人員、実人数ですけれども、124件となっています。主な相談内容につきましては、子供に対する暴力や子供の面前での家庭内暴力に関する相談、育児への不安、不登校などに関する相談のほか、親御さん自身の精神的な部分での相談など、子供以外の家庭に関する相談もあります。また、厚生労働省で定めております市町村児童家庭相談援助指針というのがありまして、ここに具体的な相談の種類が示されております。27年度の相談を、その種類別に分類しますと、育児、しつけ等の相談、子供の育児相談として34件、児童虐待や父母の失踪、死亡などの養護相談が26件、療育手帳の判定に関する相談などの障害相談が24件のほか、その他の相談として、子供以外に関する相談などが40件となっております。

平成26年度における全国市町村の集計値から、その相談種類別の上位を見ますと、先ほど申しました養護相談というのが48.6%、育児相談が21.6%、その他の相談というものが14.8%、障害相談が10.2%となっています。これは士別市の場合に当てはめてみますと、その他の相談で32.3%、育児相談ということで27.4%、養護相談が21.0%、障害相談が19.3%となっております。全国と比較しますと、同様の項目が上位となっておりますけれども、その中でも、その他の相談ということが多いことが士別の特徴ではないかなというふうに考えております。子供以外に関する相談にもきめ細やかに対応していることから、相談件数が多いものと認識しております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） いろいろな相談を受けながら、窓口2人の方が相談員、窓口として受けられているわけですけれども、当然受けられてからいろいろなところに振っていったらと思うんですけれども、どのような関係機関を通しながら振ったのかをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 青木主幹。

○子育て支援課主幹（青木秀敏君） お答えいたします。

相談の経路ということについてでございますけれども、まずは御家族からという相談を始めまして、日ごろから子供たちの生活状況を把握している保育園など、それから乳幼児健診、新生児訪問などを行っている保健福祉センターからの相談などが多いものとなっております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 基本的にとりかかるといって、大勢は保育園と保健福祉センターに行って、そこで大体解決をしていくという方向ということで承ってよろしいんですね。

それでは、その相談事案の解決についてですけれども、当然いろいろな手法を使っていると

は思うんですけれども、では、本市においては、どのような支援体制をとっているのか。また、ほかの機関との連携状況についてもお聞かせいただきたいと思っておりますけれども。

○委員長（十河剛志君） 青木主幹。

○子育て支援課主幹（青木秀敏君） お答えいたします。

相談事案の解決に向けてなんですけれども、まず、相談を受けてから各関係機関との連携や援助活動の実施までのそういった流れを図式化してまとめたものを作成しております。児童家庭相談援助体制というものを整備しまして対応に当たっています。まず、御家族などからの相談を受けた際には、主な内容を聞き取りまして、初期調査として世帯状況等の把握、それから子供の安全確認を行います。

次に、受理会議というものを開催しまして、虐待の疑いがないか、養育問題など情報の整理をして、緊急性、危険性、専門性が高いものについては、警察や児童相談所、保健所などへの通告を行いながら援助方針の決定をしています。この援助方針に基づきまして、実際の相談援助を開始するんですが、ここにおいては事実の確認ですとか、子供の状況、家庭環境などを訪問、それから聞き取りにより調査を行い、助言や継続的な指導をして、必要となる福祉サービスや他の機関の紹介などを行いまして、関係機関につなげていくというようなことをしております。

また、関係機関が多数ある場合ですとか、情報共有が必要となる場合などは援助方針の確認のため、児童相談所などの児童福祉機関、それから保険医療機関、教育機関などで構成される要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を開催しまして、各機関の役割に応じた体制の検討、それから連携の確認を行いまして支援を継続しているところであります。この相談、援助体制に基づきまして、事務局でありますこども・子育て応援室が調整機関として、他機関との十分な連携をとりながら進めていっているところです。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） いろいろな相談を受けて、それから他機関との連携状況も今伺いましたけれども、当然いろいろな事例の中で解決できないこともあると思うんですよね。その中において、国や道でも同じような事例がきっと出ていると思うんですけれども、そこをきちっと活用していくという状況はあるんでしょうか。

○委員長（十河剛志君） 藪中課長。

○子育て支援課長（藪中洋行君） お答えいたします。

先ほど青木主幹のほうから答弁いたしましたように、相談内容が複雑多様化しているもの、委員がおっしゃられますように、国や道の機関なども活用していかなければならない困難なケース等も出てきております。そういう場合には、児童相談所でありますとか、保健所ですとか、警察署ももちろんなんですけれども、市以外の関係機関も連携いたしまして、要保護児童対策地域協議会の委員の中に入って、代表者に入っているいただきながら連携して支援に努めていると

ころでございます。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 今の答弁で言うと、当然困難な事例の対応ということになるのかなと思います。それを含めまして、見えてくる課題と、今後の対応策、具体的にどういうふうに取り組んでいくのか、または、取り組んでいるのかについてお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 藪中課長。

○子育て支援課長（藪中洋行君） お答えいたします。

先ほどからお話ししましたように、困難で複雑なケースについては、他の機関、市の機関であるとか、国や道の機関と連携して対応していかなければならないことは大事なんですけども、それ以外に児童虐待や育児放棄などでは、早期発見や未然防止の取り組みが特に重要であると考えておまして、まず、具体的な取り組みとしては、まず、早期発見の取り組みとしては、虐待が疑われる場合には、ためらわずに通報や相談をしていただけるよう市民啓発運動などにも取り組んでおまして、子供の虐待防止運動のシンボルマークでありますオレンジリボンを市民のボランティアを募ってつくっていただいております、あしたから始まるんですけども、11月の児童虐待防止推進月間につくりましたオレンジリボンを学校や保育施設、金融機関などの窓口などに配布しまして、装着していただくことにより、早期発見の重要性を市民の皆様にも伝えているというような取り組みをしております。

また、もう一つ大事なこととして、未然防止の取り組みの1つとしていろいろ行っているんですけども、27年度の新たな取り組みといたしましては、先ほど相談します窓口は家庭児童相談員と申し上げましたが、家庭児童相談員のほうが児童館のほうに出向き、子供たちとの遊びを通して、子供たちへ声かけをしたり、子供たちからの発信をキャッチできるような取り組みを27年度からスタートさせております。このように新たな取り組みを考えながら市民の方々にも児童虐待防止の大切さを伝えているところであります。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） では、それを受けて、今後の支援強化に向けた取り組みは、最後に聞かせてください。

○委員長（十河剛志君） 藪中課長。

○子育て支援課長（藪中洋行君） お答えいたします。

多様な問題を抱えているというお話は先ほどいたしましたけど、やはり専門的な知識が必要になってきますので、家庭児童相談員のスキルアップのための研修機会の充実を図っていくことをまず考えております。また、本年度、28年4月から、子育て支援センターゆらに開設いたしました子育て世代包括支援センターの機能を十分に活用し、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない総合的な子育て支援に取り組んでいきたいと思っております。子供たちが生き生きと過

ごすことができるよう、また、安心して子育てできる環境づくりのために、今後も子供や親に寄り添った支援に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（十河剛志君） ほかに御発言ございませんか。喜多委員。

○委員（喜多武彦君） それでは、次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、民生費、児童福祉費、児童館費ということで伺いたいと思います。

成果報告書の33ページになります。

放課後児童対策の事業について伺いたいと思います。

まずは、放課後児童対策の対象について伺いをしたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 青木主幹。

○子育て支援課主幹（青木秀敏君） お答えいたします。

児童の対象ということですが、放課後児童対策における放課後児童クラブの対象は、保護者が就労等で家庭が留守となる小学校に就学している児童であります。現状としましては、定員を超えて登録しているクラブがありますが、低学年を優先して、主に小学3年生までを対象として実施しています。朝日地区においては、合併前から4年生までを対象とした経緯がありまして、また、定員35人の受け入れの中で、現状4年生までを対象に継続して実施しているところですよ。

それから、児童館における放課後児童クラブにつきましては、小学校4年生以上の児童、それから就労以外での理由で家庭が留守となり保育が必要となる場合についても、御利用をいただいている現状であります。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 主に3年生以下の児童が対象となっているということだったんですけども、士別市内は3年生までで、朝日地区では4年生までというふうになっています。これについては、恐らく合併前からの問題があって、こう来ているわけですけども、今後、国の方針が小学生という全般の対象になってくると思うんで、その辺の考えは、さきの中では柔軟に対応していくということによかったんですよ。

○委員長（十河剛志君） 青木主幹。

○子育て支援課主幹（青木秀敏君） お答えいたします。

児童数につきましては、ここ数年ですけども、減少傾向にありまして、共働き家庭、こちらにつきましては横ばいの状態も続いている状況でありまして、放課後児童クラブの登録者の減少はなかなか今も見られていないところでもあります。現在、厚生労働省におきましては、放課後児童クラブ運営指針というのがありまして、こちらは変更しております。対象を小学3年生までというところを小学生の児童と変更しているところでもあります。

また、平成27年度から31年度までを計画期間とする士別市の子ども・子育て支援事業計画に

おきましても、対象児童の拡大を検討していくこととしております。また、今後においては、更に児童数が減少することを踏まえすと、施設での受け入れが可能な時期なども視野に入れながら、対象児童の拡大について検討していかなければならないものというふうに考えております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 今後、更に減る見込みがあるという御回答ですけれども、当然、利用対象学年の拡大をすることの検討はされるという返答もありました。その中で、当然、課題も恐らく出てくると思うんで、ニーズの把握、それから場所の確保、人的配置、優先順位の設定などの課題が出てくるとは思うんですけれども、31年までにそれを解決していくというか、検討していくという回答でよろしいんですか。

○委員長（十河剛志君） 藪中課長。

○子育て支援課長（藪中洋行君） お答えいたします。

ただいま喜多委員がおっしゃられましたとおり、今後の課題というのは、まさに31年度までに利用対象学年の拡大について検討していくということになります。拡大に対する課題は同じく申し上げていただきましたように、ニーズを把握することが大前提でありますので、いざ6年生まで拡大したとしても、利用がなければ都合悪いので、実際ニーズを確認していくことが大事だと思います。また、拡大することによって、支援員の先生の数を適正に増やしたりですとか、利用希望がある場合には、どこを優先していくかということについても検討していくことが課題になっております。この課題のことで言えば、今現在、ほくと児童館が登録児童を大幅に超えてお預かりしているところもありますので、その辺のことについても考えていかなければと思っております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） ほくと児童館の課題は、今お聞きしましたけれども、全体的に見てですけれども、今後の放課後対策についての課題、当然、全ての子供たちの放課後の支援を考えていかなければならないんですけれども、具体的といいますか、今現状の中で考えていけるところをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 藪中課長。

○子育て支援課長（藪中洋行君） お答えいたします。

先ほどほくと児童館が定員を超えているということで上げさせていただいたんですけれども、まず、市全体を考えますと、やはり士別地区に住んでいても、士別地区以外に住んでいても、市全体の放課後の子供たちのことを考えていかなければならないというのが課題ですので、ほくと児童館が老朽化して31年に北地区子どもセンターということで整備される予定になっていきますので、その時期にあわせて、市内の放課後の子供たちの居場所について検討していきたい

と考えております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） ほかに御発言ございませんか。井上久嗣委員。

○委員（井上久嗣君） それでは、民生費の子育てにかかわる2つの支援事業につきまして質問をさせていただきたいと思います。

初めに、児童相談支援センター運営事業、これは北星保育園内にごございます、虹という名称で設置をされておりますが、これは予算説明書を見ますと、障害者の総合的な援助方針や解決すべき課題に対応するため、北星保育園内に児童相談支援センターを設置するというふうにかかれておりますが、改めて、この事業の概要を確認させていただきたいのと、この事業の成果について御答弁いただきたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 保育推進課、石川課長。

○保育推進課長（石川一恵君） お答えいたします。

児童相談支援センター運営事業の概要についてですが、平成24年4月、障害者等の地域生活にかかわる相談支援体制の充実を図る趣旨で、障害者自立支援法、現在の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正が行われたことから、本市では25年10月、障害児の地域生活を支援するため、北星保育園の児童相談支援センター虹において、指定特定相談支援事業所を立ち上げ、26年4月から業務を行っております。

まず、児童相談支援センター虹では、発達のおくれや障害のあるお子さんが自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談支援専門員が利用者と、その家族からの相談や適切な障害福祉サービス等につなぐための利用計画を作成する業務を行っております。このサービス利用計画の作成に当たっては、利用者の希望を踏まえて作成するように努めているとともに、保護者のほか、保育園や幼稚園などの関係機関からも実態を確認させていただきながら、利用者の心身や家族の状況などに応じた適切なサービスを検討し利用につなげています。また、サービス利用後は、関係機関と実施状況を把握するモニタリングを行い、必要に応じてサービス等利用計画変更を行いながら、総合的な相談支援を実施しているところです。

次に、事業の成果についてであります。実施当初の26年度の取り組み実績は、サービス等利用計画作成数が50件、モニタリング報告作成数が36件のほか、相談、打ち合わせ件数が655件という状況でしたが、27年度実績では、サービス等利用計画作成数が62件、モニタリング報告作成数が116件、相談、打ち合わせ件数が1,188件と、それぞれ事務実績が大きく伸びている状況にあります。26年度は、管理者として所長職1人のほか、嘱託職員、相談支援専門員2人の3人体制で運営をしていたところ、利用者や相談件数の増加にきめ細やかに対応するため、27年6月には職員1人を増員し、職員2人、嘱託職員2人の4人体制として充実を図っている状況です。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 今、御答弁いただきまして、非常に利用者が増えていると、相談件数等々も増えているということで、1人職員の体制増やしてされているということで、件数で言うと、平成26年、27年、倍増近い数字ということで、皆さん御利用いただいて、また、このセンターの信用度が高くなっているのかと思います。

続きまして、もう一つ、地域子育て支援センター事業というのがございます。これも予算説明書を見ますと、地域全体で子育てを支援する基礎形成を図り、子育て家庭への支援活動を初め、育児相談や保育事業の提供を実施する云々と。また、更に、土別子育て支援センターを設立し、市民と協働による子育て支援策を実施する等々と書かれておりますが、こちらにつきましても、事業の概要を改めて確認させていただくとともに、成果のほうの御報告をお願いします。

○委員長（十河剛志君） 石川参事。

○保育推進課参事（石川美由紀君） 地域子育て支援センター運営事業の概要についてお答えいたします。

井上委員お話のとおり、地域全体で子育てを支援する基盤形成のため、あいの実保育園2階の子育て支援センターゆらにおきまして、子育て中の保護者が子供とともに気軽に集い、情報交換や育児相談ができる遊びの広場、また、地域に赴いて遊びの広場を開催する移動型支援、家庭を訪問し相談や育児支援を実施する訪問型支援を行っており、その取り組み内容といたしましては、市が行っております保育資源の情報提供、育児講座や地域の事業等の周知、通信の発行、また育児のアドバイスなどをゆらメールで配信するなど、子育て家庭への育児支援を行っております。

次に、事業の成果についてでございますが、この事業は、27年度の利用人数は延べ8,905人であり、1日当たり平均12組の利用があります。子育て支援センターゆらは、親子で楽しく遊べる場として、また、子育て中の親子同士の仲間づくりの場として御利用いただいているほか、子育てに悩んだときなど、気軽に相談できる場としても利用されておりますことから、今後も本市の育児支援の拠点として、引き続き安心して子育てができるような支援体制づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 予算のときに、しべつ子育てネットワークを設立しと、これちょっと確認したいんですけども、これは27年度中に行政がバックアップしたのか、主体的に設立したのか含めて、その中身もちょっとわかればお答えいただきたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 佐々木保健福祉部次長。

○保健福祉部次長（佐々木幸美君） お答えいたします。

この事業に関しましては、民と市が協働でということで、民間の発信を、この後、民間から発信していくという部分の醸成づくり、そのきっかけとして、まず27年度初めて代表を部外、

しべつの苔口代表が、今、この会のほうのトップを切って、市とともに協働で、この後、市の子ども・子育ての部分で、民と市が協働して子育て支援を一緒に行っていこうということで、視察のほうも計画しながら、この後、今温めている段階で、順次支援のほうを強化していこうということで、今、27年度当初から実施いたしている事業になります。

○委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） ここに、土別市子ども・子育て支援事業計画、ちょうど27年度からこれはスタートしたものですけれども、これはいわゆる子ども・子育て関連3法にのっとって策定されたものですけれども、本市は子育て日本一のまちづくりを目指すということで、教育・保育環境の子育て支援体制の充実というのを非常に力を入れておりますので、今、御答弁いただいた2事業に関しましても、非常に評価されているものと認識させていただいております。

それで、この事業の中身については、今、御報告も含めてとやかく私がどうのこうのはないんですけれども、ちょっと決算上の処理のことで何点かお尋ねをしたいと思います。

まず、2つの事業の予算の関係と、決算の関係なんですけれども、予算書のほうでいきますと、まず、児童相談支援センター運営事業、これは平成26年度の決算額が1,257万6,000円ですが、27年度の予算では759万7,000円ということで、前年度、27年度の前年度ですね、だから、26年度に対しての決算額より大幅に減額された予算案となっております。

もう一つ、今の地域子育て支援センター運営事業も平成26年度の決算が1,417万6,000円なんですけれども、平成27年当初予算が746万5,000円、約半分ぐらいという形の予算組みで予算が組まれてきましたが、我々議会で予算通している立場ですけれども、改めて、この決算委員会でお尋ねしますが、こういった金額が大きく変わるという意味合いというか、どういう部分でこのような形で予算を組まれたのか、改めてお聞きしたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 石川課長。

○保育推進課長（石川一恵君） お答えいたします。

この2事業における26年度決算額に対し、27年度予算額が大幅に減額となっている状況についてであります。

予算説明資料や主要施策の成果報告書における予算及び決算額については、施設の運営費である維持的経費とあわせて全体経費がわかるよう、職員の人件費を含めて記載しております。

そこで、児童相談支援センター運営事業の26年度の主要施策成果報告書における決算額は、施設の維持管理経費等で779万7,000円、職員1人の人件費477万9,000円を合わせて1,257万6,000円となっております。

一方、同事業の27年度予算説明資料における予算額は、施設の維持管理経費等の759万7,000円のみを記載し、職員1人の人件費484万6,000円が記載漏れとなり、事業費に大きな差異が生じるものであります。本来、記載すべき人件費を含めた予算額は1,244万3,000円になります。地域子育て支援センター運営事業においても、同様の記載方法を行っております。26年度の主要施策成果報告書における決算額では、施設の維持管理経費等で753万5,000円、施設運営費に

かかわる職員1人の人件費664万1,000円を合わせ1,417万4,000円となっている一方、27年度予算説明資料における予算額では、施設の維持管理経費等の746万5,000円のみを記載し、職員1人の人件費705万7,000円が記載漏れであったため、事業費に大きな差異が生じたものであります。本来、記載すべき人件費を含めた予算額は1,452万2,000円になります。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 記載漏れということなんですけれども、それで終わってしまっているのかどうか。決算でも人件費が記載漏れということは、これ予算書にも当然事業ごとに、この記載漏れのまま各事業にのっていたはずなんですけれども、決算上には人件費が出てきたということは、決算に出てきた人件費は一体、この予算上のどこから持ってきた人件費なんですか。

○委員長（十河剛志君） 中館総務部次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） 職員の人件費につきましては、予算上一括して、予算の科目で言いますと、12款の職員費に計上してございます。この予算説明付表等につきましては、基本的に事業費のみを記載しておりまして、人件費はこの中に含めていないんですけれども、この決算審査の審議の中で、やはりもうちょっと職員人件費もわかるものはここに記載したほうが実際の事業費はわかりやすいだろうという御意見もいただきまして、本来、例えば、事業費にも一部人件費に係るというものはあると思います。ですから、私どもの決算統計資料でも大きな事業の中には一部、その中に人件費含めているという事例もあります。

ただ、ここまでの決算資料の中に、それぞれの人件費を割り振るといのはなかなか現実的に難しいといえますか、物理的に難しい部分がありますので、そういった意味では事業費に直接的なサービス提供にかかわる職員人件費があるものについては、そこを上乗せして見せるということで、予算書の科目と別なんですけれども、そこから抜き出して事業費にのせているというのが現状でございます。

ただいまお答えいたしましたとおり、その人件費を計上する、今回で言いますと、児童相談支援センター運営事業につきましては、決算にはその人件費を計上していたんですけれども、予算のほうでは計上していないということになりますと、やはり決算の審査をしていただく上でも非常にわかりにくいという状況になってまいりますので、この点は早急に見直しをして、人件費の計上すべき事業はどういったものかというのを整理をした上で、予算決算資料は整合をとったような形でお示しできるように見直しを図ってまいります。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） そうですね、これ調べますと、今の事業なんですけれども、例えば、この児童相談支援センター費は、わかりやすく人件費を出していただいたんで、この成果表では人件費が入った中での決算になっていますけれども、こっこの本物と言ったら失礼ですが、この一般会計の決算書には人件費が抜けた690万8,000円で支出済額になっていますので、これをわ

かりやすくしていただいたんでしょうけれども、結局整合性がとれていないものですから、我々、これは款項目、目の少ないものはかなり統合されていますので、1事業ごとがわからないんで、こっちを見てやるんですけれども、こちらとこちらで数字が合わないという今現状が来ているのも事実ですので、その辺が、ぜひ、これは人件費がわかりやすく成果表には、こちらの部分プラス人件費を抽出した部分も入れていきますよということもわかりやすくする必要もあるかと思えますし、あわせて人件費を決算に入れるのであれば、今御答弁いただいたように、予算の時点から入れていただかないと、比較のしようがなくなるという大きな問題になるかと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それと、もう1点です。関連しますけれども、実は、この予算のときに、主要な予算の説明資料があるんですけれども、これは主要なものを載せていただいたんでしょが、こっちに載っているんですけれども、成果報告書には載っていないというのが結構あるんですね。だから、主要な事業で載せたはずなのに、成果報告書に載らないというのはいかがなものかなというものもあります。載っていないのに、後から載るとするのは、補正か何かで年度中に決まった事業で増えるというのはもちろんあるかと思えますが、最初載っているのに、成果表には載らないというのが、それなりに見えてきていますので、その辺もきちっと統一性を図るべきかと思えますが、いかがでしょうか。

○委員長（十河剛志君） 中館次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） 予算説明付表で計上しております事業については、基本的に主要施策、決算のほうできちっと、その決算結果を明示すべきというふうに考えます。そういった意味では、一部予算のときにのっていたものが決算で計上されていないというものがありましたので、その点もあわせて予算にきちっと整合がとれるような形で資料作成に努めるというふうにしていきたいと思えます。

○委員長（十河剛志君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君） 今、次長からも答弁申し上げました。先ほど石川課長のほうからの説明の中で、26年度決算で人件費、職員費を入れていたので、その分と整合をとるのであれば、予算のほうにも計上すべきというような話がありましたけれども、これは次長から説明したとおり、予算での示し方、これ職員費は別に計上しているということになりますので、本来であればということではなくて、説明の資料のつくり方として、職員費を決算のほうへ入れているけれども、予算のほうで入れていないということの、私どもの資料のつくり方の問題ですので、いずれにしても、これはリンクしていないというのが非常にわかりづらく、不十分な資料になりかねないということですので、きちんとした御審議いただけるようにするためにも、予算時の資料、それと決算時の資料、これは説明資料、補足資料といったものであってもわかりやすくしたいと思えますし、そんな中では例えば職員費を二段書きで、括弧書きで表示するだとかお、そういう方法も含めてあるのかなと思えますので、その辺また内部で精査しなから、わかりやすい資料づくりに努めてまいりたいと思えます。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、ついでとっては失礼ですけども、もう一つ言わせていただきます。実は、議会改革で今回決算審査、こういう形になって款別にして何年かたちますけれども、もう款別にやるぞということで、今回は10月17日に、通告締め切りは10月17日です。それまで各議員はいただいた決算資料等々をきちっと目を通して、自分の質問したいものは通告漏れのないようにきちっと出すと。通告していないものは一切質問はできませんよということで進めております。最後、全体を通してという部分でも、誰か通告した部分に対して、更に質問をしたいとか、わかりづらかったとか、答弁が足りないという場合に対しては質問はできるけれども、新規のものはだめよということで、とりあえず通告日まできちっと聞きたいものを洗い出せよということの紳士ルールでやっております。

通告日は10月17日ですが、その1週間後に正誤表ということで、例えば病院会計で2億以上の数字が間違っていたですとか、人間のやることですからたまの間違いというのは、それはあるかと思いますが、10カ所以上の訂正ですとか、成果表に至っては、2事業が成果表に足してくださいということで来ました。これがありますと、場合によっては、この追加した、例えば成果報告書に質問したかったかもしれないけれども、その1週間前に通告締め切りが終わっているんですね。ですから、こういったことがあると、議会運営上も今の紳士ルールもどうなんだという話になまなってしまいますので、ぜひその辺は極力、こういったことのないように進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（十河剛志君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） ただいま、井上委員のほうから、審査にかかわるいろいろな書類の書き方が違うということで、それでは審査に支障が出るということで、これは中峰部長、中舘次長からお話ししたとおり、しっかりと改めていかなければならないというふうに思います。

それと、最後に御指摘のございました正誤表の関係については、これは改めるというような問題ではなくて、あってはならない問題でございます。また、今お話ございましたように、通告の後に正誤表が出るといったようなことは、これは審査に大きな支障が出るということもございまして、このことを改めて肝に銘じて、次回からしっかりと精査をしながら各資料をお出ししていきたいというふうに思います。

○委員長（十河剛志君） ほかに御発言ございますか。

（発言する者なし）

○委員長（十河剛志君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第3項生活保護費について御発言ございませんか。国忠崇史委員。

○委員（国忠崇史君） 何か終わったような雰囲気の中のところに出てきて申しわけありませんけれども、生活保護について取り上げたいと思います。

近年、資料を見ると、少しずつ保護率が低下しています。私のほうでデータ紹介しますけれ

ども、一昨年度の、今回の審査の2カ年前の平成25年度で、保護率が1.37%、26年度が1.34%、それで、この成果報告書の34ページにございます昨年度の保護率が1.25%、そして延べの生活保護を受けた人の数、これが士別市民のうちの25年度が3,471人、それが26年度に3,328人、そして昨年度が3,049人というふうに3,000人台を切るところまで近づいてきています。これ延べ人数ですので、2万人市民のうちの3,000人ということではないですね。

それで、私は仮説をちょっと立てたんですけれども、この保護率の減り方、延べ生活保護を受けた人の、扶助を受けた人の人数の減り方が人口の減り方とリンクしているんじゃないかというふうに何となく思ったんですよね。

それで、今、士別市の人口というのは大体1日1人というぐらい、年間で360人とか、そのペースぐらいで減っているんですけれども、こういうふうに生活保護の保護率が低下している要因について、市ではどのように把握しているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 福祉課、川原課長。

○福祉課長（川原広幸君） お答えいたします。

生活保護率がここ3年間で下がってきている、その要因ですが、生活保護の廃止ケースにつきましては、主な要因としましては、お亡くなりになった場合の廃止、それと稼働収入とあって、働いたことによって収入が増えたことによる廃止、それから社会保障費が増えた、年金等の社会保障費ですね、これが増えたことによる要因、この3つが主な廃止の理由ということになっております。ここ3年間で一番多かったのが、その中の稼働収入の増加ということで、働いて収入を得て自立した方が一番多くなっておりまして、次がお亡くなりになった方という傾向にあるところでございます。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 私、以前は、この決算委員会で総括質問があるときは必ず労働状況実態報告書をもとに市民の労働状況についていつも精査していたんですけれども、稼働する、就労して、働くことで賃金が若干増えて、それで生活保護を廃止した、やめたと、生活保護から抜け出したという方が数件あるということ。これは政府が今言うように、アベノミクスの経済政策で雇用が増えたとか、それが要因だというふうに市としては思われますか。

○委員長（十河剛志君） 川原課長。

○福祉課長（川原広幸君） 実際の稼働収入が増えたことによる保護の廃止件数ですけれども、23年度から実件数で申し上げますとも、23年度は17件、24年度21件、25年度で29件、26年度で27件、27年度で24件ということで、実際の廃止件数の割合ですけれども、稼働収入によって廃止した割合が、23年度から申し上げますと18%、24年度が24%、25年度で38%、26年度で37%、27年度で25%という割合になっておりまして、25年度と26年度が38%、37%と非常に高い割合になっているんですけれども、これが実際にアベノミクスの効果なのかということまではわかりません。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 何でこういうことを聞くのかというと、先ほど喜多委員の質問で、困窮者について相談だとかという話も出ていましたけれども、やっぱり困窮する人がいる一方で、生活保護から抜け出せるような雇用が見つかったという人もいるということで、じゃどういう人が都会に仕事を求めて、この士別市から出ていくのかということ、何か見えないということもちょっと私の問題意識としてあります。

ちょっと角度変えますけれども、生活保護基準は安倍政権になってから若干切り下がったんですけども、それで保護を受けたくても受けられないというような貧窮者が増えているという認識はありますか。

○委員長（十河剛志君） 大懸主査。

○福祉課主査（大懸保司君） お答えいたします。

生活保護基準が切り下げとなった平成25年度において、それまで保護を受けていて基準が下がったことによって保護の廃止となったケースはありませんでした。保護の要否を判定する際には、生活基準額のほか、医療費、介護費といった生活費以外の額も計算した中で判定することから、生活基準が下がったことのみで自立可能か判断することとなっていないことや、廃止ケースにおいても、具体的に保護基準の変動の影響による廃止もなく、また、保護の申請に当たって申請却下となったケースも平成25年度以降なかったことから、本市において生活保護基準の切り下げにより直接影響のあったケースはなかった状況です。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） そうしたら、生活保護が受けられなくなったとか、受けにくくなったというような要因で、士別ではこれ以上住んでいられないとか、士別市のいわゆる生活に困窮した人への対策がなっていないから都会に引っ越すんだということではなくて、何というか、市役所もサービス云々以前に、例えばお金がなくなったから自家用車を手放したと、自家用車手放したから、そういった公共交通の便利な都会にやっぱり転出してしまうとか、そういうファクターが人口減の要因の1つになっているのかなというふうに思うんですけども、そこら辺はコメントいただけますか。

○委員長（十河剛志君） 大懸主査。

○福祉課主査（大懸保司君） お答えいたします。

生活保護の廃止ケースの中で、転出により廃止となったケースというものがございます。その転出による廃止となったケースの理由といたしましては、この3年間においては、他市町村の施設入所によるものであったり、子の進学に伴う世帯での転出となっております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） ひとつ、困窮した市民が都会に転出するという認識ではなくて、ほかの市町村の、例えば高齢者施設に入ったとか、お子さんが都会の学校に進学するからということで転出する件が、生活保護を受けた方で転出する要因になっているという答弁だったですね。

今いろいろと生活保護を廃止する理由についてお話いただきましたけれども、逆に、その生活保護に入る、開始の理由ですね、その主なものと件数を最後に紹介していただきたいと思っています。

○委員長（十河剛志君） 大懸主査。

○福祉課主査（大懸保司君） お答えいたします。

平成27年度の開始件数及び主な理由で申し上げさせていただきます。

開始件数につきましては14件であります。そのうち主な理由といたしましては、世帯主の傷病によるものが7件、預貯金の減少によるものが4件であります。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 本日の委員会は、これで終わりたいと思います。

なお、明日は午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 4時13分閉議）